

第6次つくば市 きれいなまちづくり 行動計画

令和7年(2025年)4月

〔対象期間〕

令和7年度(2025年度)から
令和11年度(2029年度)まで

----- 目次 -----

第 1 章 行動計画の基本的事項	1
1. 行動計画策定の背景と目的	2
2. 行動計画の位置づけと役割	3
3. 行動計画の構成	3
4. 行動計画の対象	4
5. 行動計画の期間及び評価	4
第 2 章 環境の現況	5
1. 環境を取り巻く社会情勢の変化	6
2. 環境に関する市民意識	8
第 3 章 将来像と施策の方向性	15
1. 目標とすべき将来像	16
2. 基本方針	17
3. 市民・事業者・市の役割	18
第 4 章 基本方針に基づく施策展開	19
1. ごみの投棄対策	23
2. まちの景観保全対策	42
3. 放置自転車対策	57
4. 花と緑の美化活動	61
第 5 章 行動計画の推進	67
1. 行動計画の推進体制	68
2. 行動計画全体の評価及び見直し	68
資料編	71
1. つくば市きれいなまちづくり条例	72
2. きれいなまちづくり重点地区	78
3. 用語解説	84

第 1 章

行動計画の基本的事項

1. 行動計画策定の背景と目的	2
2. 行動計画の位置づけと役割	3
3. 行動計画の構成	3
4. 行動計画の対象	4
5. 行動計画の期間及び評価	4



1. 行動計画策定の背景と目的

つくば市は、名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然に囲まれています。また、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする整備されたまちなみもあり、自然と都市が調和した田園都市が形成されています。

さらに、都心と本市を結ぶつくばエクスプレスや高速道路網などにより、定住や交流人口の増加が進んでいます。

本市では、一部による吸い殻や空き缶の投げ捨て、飼い犬のふん放置、人目につかない場所への不法投棄などを防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため、平成 19 年（2007 年）11 月に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の目的を具体的な行動に移すための指針として、平成 20 年（2008 年）1 月に策定され、市民・事業者・市の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。様々な施策を展開し、市民・事業者による積極的な取組が定着しつつあります。しかし、ボランティアの高齢化やボランティア活動の担い手不足による課題も顕在化しています。また、交通利便性の高い地域ではボランティアによる活動が活発であるのに対し、そのほかの地域では活動に参加する人を集めにくい等の地域差があることも課題となっています。

令和 12 年（2030 年）に向け国連が合意した S D G s（持続可能な開発目標）に掲げられた 17 の目標には、目標 11 に持続可能なまちづくりがあり、そこには、“地域の人たちが参加し、誰もが将来にわたり暮らしやすいまちをつくるための力を高める。”とあります。

本市においても、S D G s の考え方を取り入れ、社会情勢の変化への対応、環境美化に関する取組の活性化を図り、暮らしやすいきれいなまちづくりを推進していくため「第 6 次つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。本行動計画に基づききれいなまちづくりを推進していきます。



2. 行動計画の位置づけと役割

本行動計画は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の目的を実現するための指針として策定される計画であり、第 8 条で策定することが位置づけられています。

■つくば市きれいなまちづくり条例（抜粋）

（きれいなまちづくり行動計画の策定）

第 8 条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等^注及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）きれいなまちづくりのための活動についての事項
- （2）きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- （3）市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- （4）自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

注）市民等とは、「市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。」（条例第 2 条（1））となっています。また、本行動計画での「市民」も同様の定義とします。

3. 行動計画の構成

きれいなまちづくりを行うためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を明確にし、互いに連携し合い、継続的な取組が実施されることが重要です。また、本行動計画を運用する上で、定期的な見直しや改善を行い、社会情勢や時代背景などに応じた取組とする必要があります。

そのため、本行動計画においては、市（環境美化推進会議）が主体となって定期的な見直し・改善を行い、きれいなまちづくりの推進に継続的に取り組みます。

4. 行動計画の対象

つくば市の美しい環境と住みやすさを維持・向上させるため、市民生活に直結する以下の事項を本行動計画が定める対象とします。

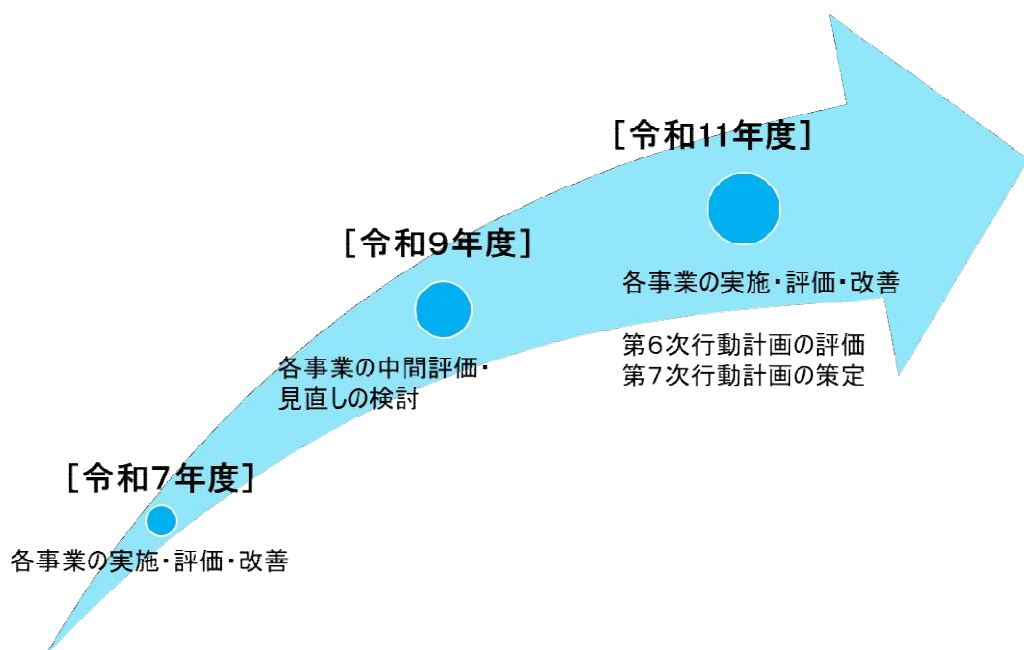
- ごみの投棄対策
- まちの景観保全対策
- 放置自転車対策
- 花と緑の美化活動

注) ただし、「つくば市きれいなまちづくり行動計画（第1次）」にある歩行喫煙対策に関する事項については「つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例」（平成23年4月1日施行）で対応します。

5. 行動計画の期間及び評価

本行動計画の期間は、令和7年（2025年）4月から令和12年（2030年）3月までとします。毎年度、事業ごとに Plan（計画策定）、Do（施策実行）、Check（評価・確認）、Action（改善）を図り、目標達成を効果的に進めていきます。

また、令和9年度（2027年度）には、中間評価を実施し、計画の進捗及び社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。



第2章

環境の現況

1. 環境を取り巻く社会情勢の変化	6
2. 環境に関する市民意識	8
(1) 調査の概要	8
(2) 事業に対する認知度	9
(3) 事業に対する満足度・重要度	10
(4) 本市の将来像	11
(5) きれいなまちづくり活動の周知	12
(6) 属性別の分析	13
(7) アンケートからみた評価	14



1. 環境を取り巻く社会情勢の変化

①本市の地勢

本市の人口は、つくばエクスプレスの開業やその沿線の市街地整備を受けて、平成17年(2005年)には20万人を超え、現在では約25万7千人となっています。また、世界的な科学技術開発拠点として多数の研究・教育機関が集積していることから、研究者や留学生など多くの外国人が居住するとともに、国際会議や研修等を目的に世界から様々な人が集い、異なる文化交流が生まれる国際都市となっています。

茨城県の南西部、首都東京から北東に約50km、成田国際空港から北西に約40kmの距離に位置し、都心部や海外へのアクセスが比較的容易です。

南北に流れる小貝川、桜川等の河川は、周辺の平地林、畑地や水田等と一体となって落ち着いた田園風景を形成し、それらが生み出す豊富な農産物は地産地消型の持続可能な食糧生産の可能性を秘めています。

このような背景から、平成25年(2013年)に国より「環境モデル都市」に選定され、先進的な環境モデルへの取組を推進しました。令和2年(2020年)には本市の特徴を活かした持続可能都市を将来像に掲げ、「第3次つくば市環境基本計画」を策定し、将来の世代に本市の豊かな恵みを引き継げるように環境保全の取組を進め、SDGsの考え方を踏まえて持続可能なまちづくりを推進します。



第2章 環境の現況

②持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際社会共通の目標「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ）は、略してSDGs（エス・ディー・ジーズ）と呼ばれています。

この目標は、地球上の誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため令和12年（2030年）までに国際社会が達成すべき目標であり、17のゴールとそれに付随する169のターゲットから構成されています。

SDGsは、発展途上国だけではなく先進国を含む全ての国が取り組む目標であり、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決することをめざしています。また、17のゴールは互いに関連し合っており、1つの行動によって複数の課題の解決をめざすという特徴を持っています。

本市においても、SDGsの理念を踏まえたうえで、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けて各種の施策に総合的に取り組むこととしています。



③新型コロナウイルス感染症の流行

全国的な傾向をみると、令和2年（2020年）から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界的な規模で長期化し、人々の生命が脅かされるとともに、国内外における移動制限など様々な制約によって経済活動は停滞し、社会環境が急速に変化しました。こうした状況の中、人々においても、行動、意識、価値観などが大きく変わり、日常生活においても、これまでになかった働き方や暮らし方など「新しい生活様式」へと移行しています。

本市でも、これまで行われてきた市やボランティア等の事業や取組について、感染症の広がりによって対外活動等の側面から停滞しました。

2. 環境に関する市民意識

(1) 調査の概要

1. 調査の目的・背景

第 6 次計画の策定にあたり、市民の皆様の考えを反映するため、第 5 次計画の事業評価や本市の将来像、計画推進に向けた取組の意向を把握するために調査を実施しました。

2. 調査概要

調査対象	住民基本台帳から無作為抽出したつくば市在住の 15 歳以上の方 2,000 人
調査方法	調査票を郵送し、郵送か web での回答
調査期間	令和 6 年 7 月 5 日から 7 月 22 日
回答数（率）	469 件（23.5%）

3. 第 5 次計画の事業一覧

1 ごみの投棄対策

- (1) 市内一斉清掃事業
- (2) アダプト・ア・ロード事業（道路環境美化ボランティア）
- (3) アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）
- (4) 環境美化活動支援事業
- (5) 河川環境保全事業
- (6) 不法投棄対策事業
- (7) 飼い犬のふん放置対策事業

2 まちの景観保全対策

- (1) 落書き対策事業
- (2) 違反広告物除却事業
- (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業
- (4) 除草事業
- (5) 空家等の適正管理事業

3 放置自転車対策

- (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業
- (2) 自転車等駐輪場の整備事業

4 花と緑の美化活動

- (1) 花と緑の市民参加事業
- (2) 花と緑の環境美化コンクール
- (3) 花と緑の啓発事業

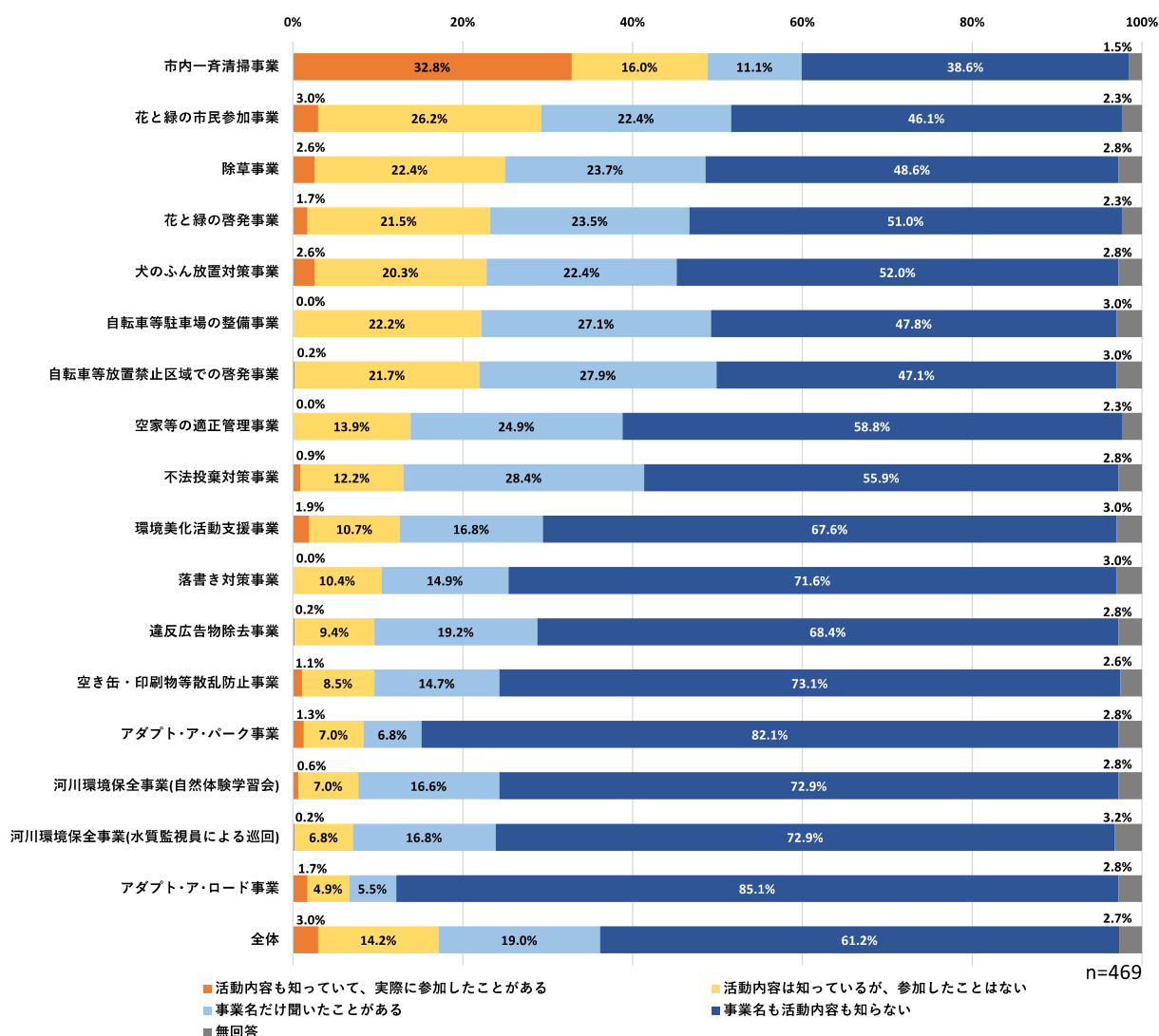
2. 環境に関する市民意識

(2) 事業に対する認知度

事業全体の認知度は、「事業内容も知っていて、実際に参加したことがある」が3.0%、「活動内容は知っているが、参加したことはない」が14.2%、「事業名だけ聞いたことがある」が19.0%、「事業名も活動内容も知らない」が61.2%となっており、全体的に認知度が低くなっています。

市内一斉清掃事業が「活動内容も知っていて、実際に参加したことがある」と回答した割合が32.8%となっており、他事業と比較して著しく高くなっています。

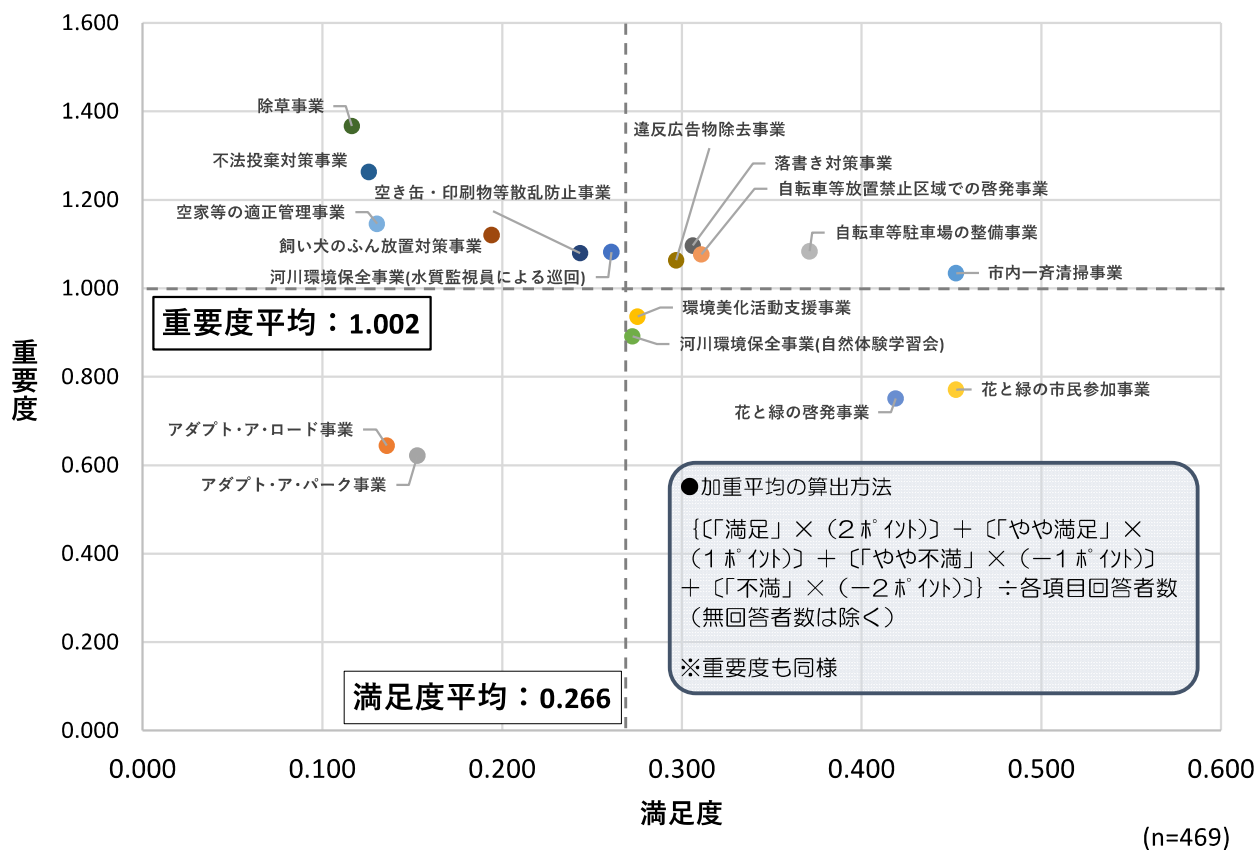
「活動内容も知っていて、実際に参加したことがある」、「活動内容は知っているが、参加したことはない」を合計したものを『認知度』としてみると、全体と比較して飼い犬のふん放置対策事業、除草事業、自転車放置禁止区域等での啓発事業、花と緑の市民参加事業などで上回っています。市民が生活する中で直接、影響を受けやすい分野で認知度が高くなっている傾向があります。また、市内一斉清掃事業を除く事業については、認知度が10～50%と振れ幅があるため、事業ごとに市民への周知方法や支援方法を検討する必要があります。



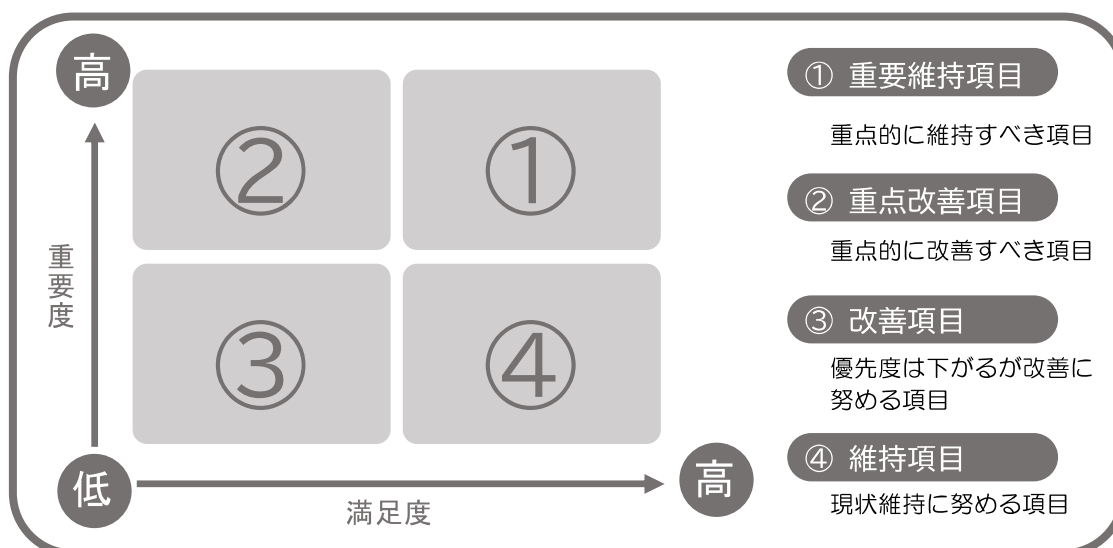
2. 環境に関する市民意識

(3) 事業に対する満足度・重要度

事業ごとの満足度・重要度の分布は、重点的に維持すべきと考えられる（満足度と重要度がともに高い）事業は5事業あり、「市内一斉清掃事業」については特に満足度が高くなっています。重点的に改善すべきと考えられる（満足度が低く、重要度が高い）事業は6事業あり、「除草事業」については満足度が低く、重要度が高くなっている事業となっています。



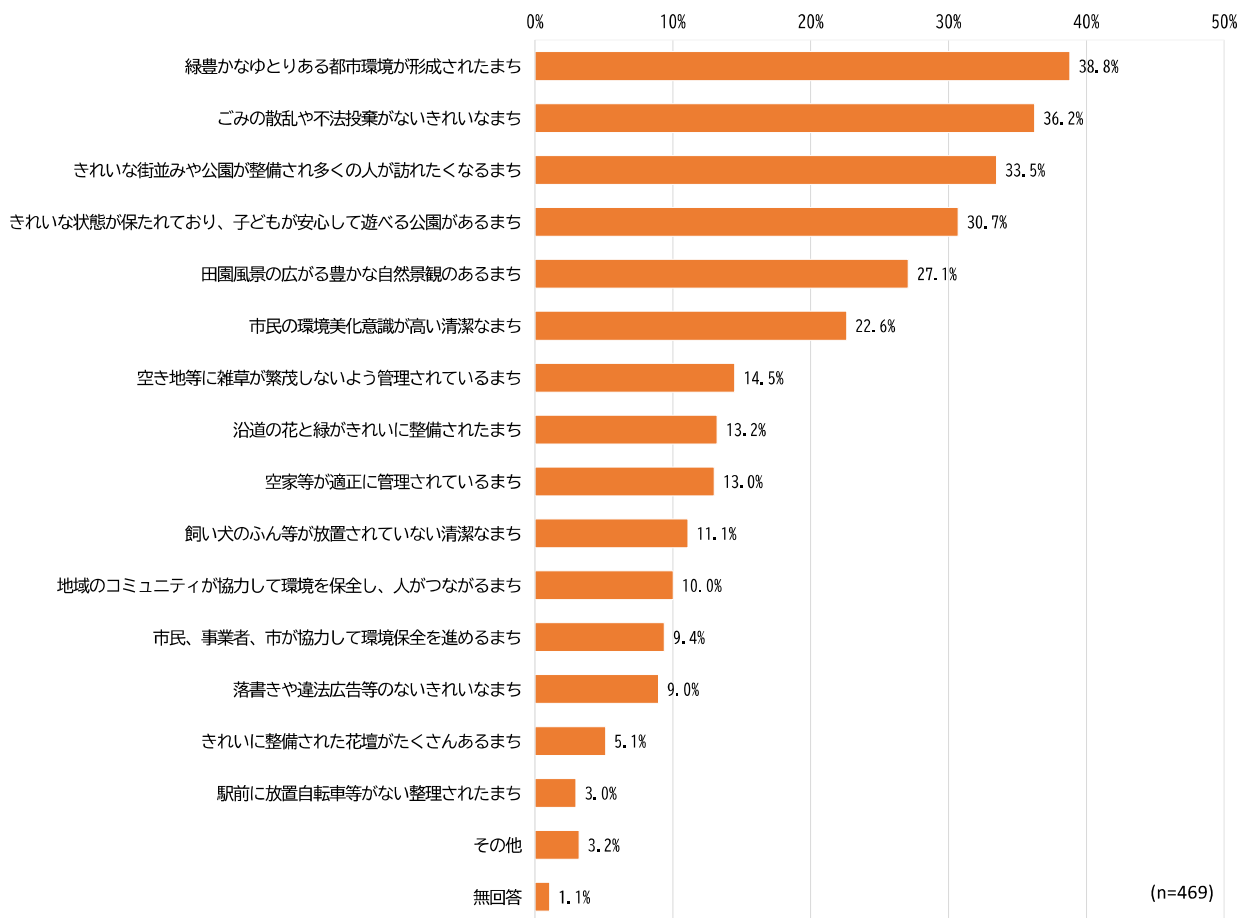
■ マトリクス図の見方



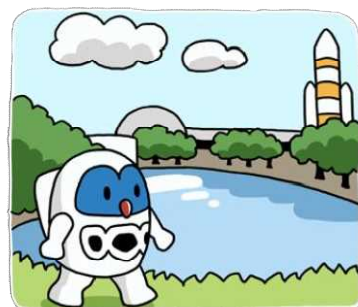
2. 環境に関する市民意識

(4) 本市の将来像

本市の将来像についてみると、「緑豊かなゆとりある都市環境が形成されたまち」が38.8%と最も高くなっています。次いで、「ごみの散乱や不法投棄がないきれいなまち」が36.2%、「きれいな街並みや公園が整備され、多くの人が訪れたいくなるまち」が33.5%、「きれいな状態が保たれており、子どもが安心して遊べる公園があるまち」が30.7%となっています。



※1人3つまで回答可

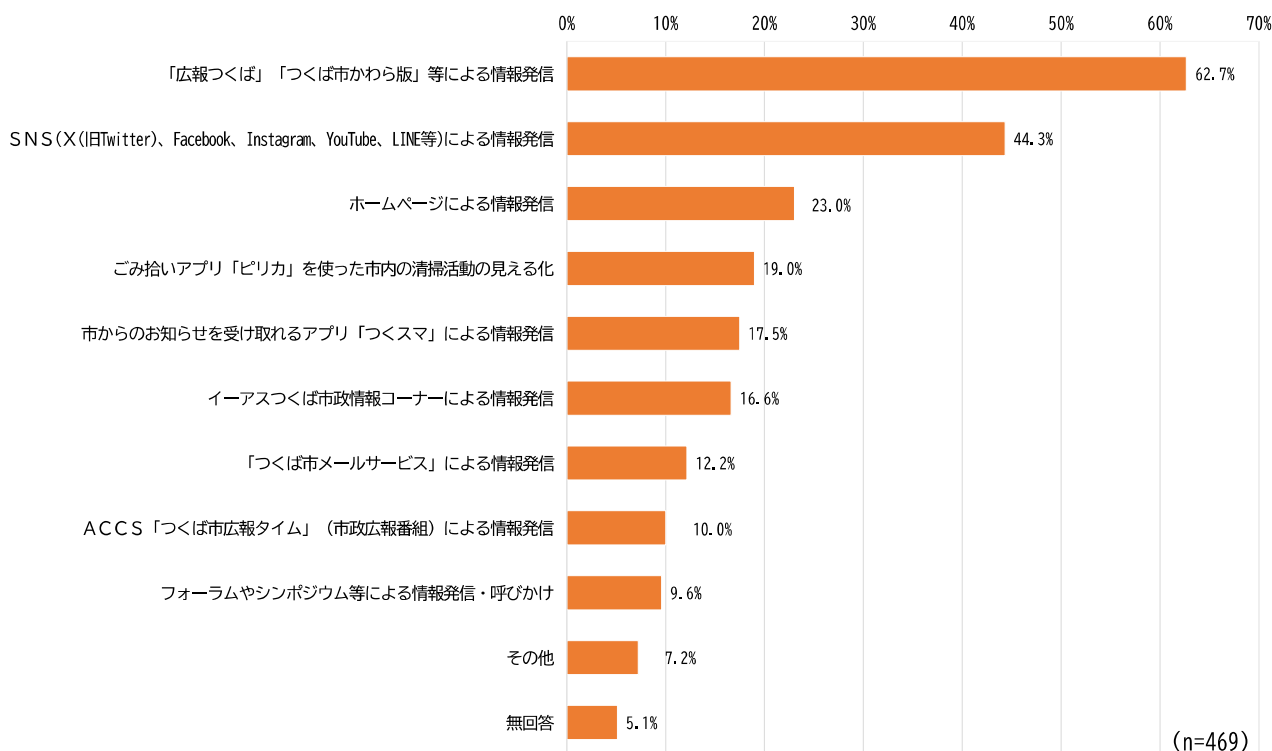


2. 環境に関する市民意識

(5) きれいなまちづくり活動の周知

きれいなまちづくり活動を広めるために有効だと思うことをみると、『広報つくば』『つくば市かわら版』等による情報発信が62.7%と最も高くなっています。次いで、「SNS(X(旧Twitter)、Facebook、Instagram、YouTube、LINE等)による情報発信」が44.3%、「ホームページによる情報発信」が23.0%、「ごみ拾いアプリ「ピリカ」を使った市内の清掃活動の見える化」が19.0%となっています。

世代別にみると、30歳代未満ではSNSやメール、商業施設での情報発信を有効と考えている割合が高く、それ以外の世代では広報つくば等の従来の方法が情報を受け取りやすいという傾向を示しています。



※1人3つまで回答可



2. 環境に関する市民意識

(6) 属性別の分析

市民意識調査において、各施策を年齢別、居住地域別の傾向でみた結果を下表に示します。

●各施策からみた視点
1 ごみの投棄対策 ・「60 歳代」及び「70 歳代」については、ボランティアとしての参加意向では市内一斉清掃が特に高くなっているのに対し、「30 歳未満」では低くなっている傾向があります。 ・「60 歳以上」については、道路や公園の清掃活動、美化活動についてはボランティアとしての参加意向が低くなっている傾向があります。 ・豊里地区、筑波地区、荃崎地区において、市内一斉清掃事業のボランティア活動に参加したいという傾向が高くなっています。 ・谷田部地区や桜地区において、公園の清掃活動や美化活動にボランティアとして参加したいという傾向が高く、特につくばエクスプレス沿線はその傾向が高くなっています。
2 まちの景観保全対策 ・「50 歳以上」については、空家や空き地等の適正管理に関する意識が高い傾向があります。きれいなまちづくりにおける市民の役割も空家等の項目が高くなっています。持家保有が高い世代と関連があると考えられ、樹木の枝や草刈りの適正管理における役割の項目についても他世代と比較して特に高くなっています。 ・大穂地区では、景観保全対策として空き缶・印刷物等散乱防止のため、自動販売機にポイ捨て啓発シールの貼付やビラ・チラシ配布事業に対する呼びかけが有効と考えている割合が高い傾向にあります。
3 放置自転車対策 ・「20 歳未満」については、放置自転車対策等に関する意識が高くなっています。また、きれいなまちづくりにおける市民の役割も他世代と比較して特に高くなっています。 ・つくばエクスプレス沿線の地区である谷田部地区や桜地区については、放置自転車対策の関心が比較的高く、違法駐輪車の撤去や自転車等駐車場の整備を有効と考えている割合が高い傾向にあります。
4 花と緑の美化活動 ・「30 歳未満」については、つくばセンター広場周辺の花壇づくり等の公共スペースでの活動に対する参加意欲が高い傾向にあるが、「60 歳以上」では自宅周辺の花壇づくりへの参加意欲が高い傾向にあるため、年齢に合わせた活動が求められると考えられます。 ・「60 歳以上」では、区会の花壇づくりにおける参加意欲が「50 歳未満」と比較してかなり高くなっています。区会の活動が若い世代にあまり浸透していないことが考えられます。 ・豊里地区、筑波地区、荃崎地区、大穂地区において、区会の花壇づくりボランティアとして参加してみたいという傾向が高く、谷田部地区、桜地区、豊里地区では、公園の花壇づくりをボランティアとして参加してみたい傾向が高くなっています。

2. 環境に関する市民意識

(7) アンケートからみた評価

事業全体において認知度が低い状況となっています。満足度・重要度については、認知度やアンケートの回答率が低いものの、各事業に対する市民からの評価を確認することができました。

「事業名も活動内容も知らない」と回答した方に注目して満足度・重要度をみると、多くの事業で満足度が「どちらともいえない」と回答している割合が高くなっている割合が多くなっており、市民に対して各事業の取組内容を十分に周知できていないことが考えられます。

重要度では満足度同様に「どちらともいえない」の割合が高くなっていますが、「重要」、「やや重要」と回答している割合も高くなっている特徴があります。

活動内容の周知等を各事業で積極的に行い、行動計画における意識を醸成し、市民の意向をより把握できるようにすることが求められます。

今後は、継続的に市民意識調査を実施することで、市民の事業に対する認知度や満足度・重要度の進行状況を把握することができ、また、各事業の認知度や参加率が向上することが期待できるため、アンケート結果を取り入れた事業の周知方法や取組を進めていくことを検討していきます。



第3章

将来像と施策の方向性

1.目標とすべき将来像	16
2.基本方針	17
3.市民・事業者・市の役割	18



1. 目標とすべき将来像

市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」

本市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市民・事業者・市の協働により、きれいな生活環境を守るため、様々な取組を実施してきました。本市は筑波山を代表とする恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市が調和した田園都市として、多くの人を受け入れています。本市で暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受するため、きれいなまちづくりを推進します。



2. 基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

I. きれいなまちづくりのための活動の推進

市は、きれいなまちづくりのための活動を推進するために、「ごみの投棄」「まちの景観保全」「放置自転車」「花と緑の美化」に関する対策・活動を横断的に進めます。

II. きれいなまちづくりのための意識の啓発

市は、つくば市で暮らし、活動する人々の環境美化に係る意識啓発を高め、きれいなまちづくりを進める人づくりを行います。

III. きれいなまちづくりのための自発的な活動に関する支援

市は、自発的に行われているきれいなまちづくりのための活動を支援します。

IV. 市民・事業者・市の相互の連携

市は、市民や事業者と情報交換を行い、市民・事業者・市の相互の連携を構築し、きれいなまちづくりのための活動を進めていきます。

3. 市民・事業者・市の役割

市民・事業者・市は、きれいな生活環境を保持するため、以下のような役割を果たすよう努めていきます。

市民の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努めます。
- 屋外で自ら生じさせた空き缶等のごみは持ち帰るか、又は、適切に回収容器や吸い殻入れ等へ収納します。
- 公共の場所及び他人が所有又は管理する場所に自転車等を不法に放置しません。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力します。
- 所有、占有、管理している土地に空き缶等のごみが捨てられないように適切な措置を講じます。
- 家庭からのごみは適切に分別を行って決められた日に出します。

事業者の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努めます。
- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講じます。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力します。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲示しません。
- 法律に従って、ごみを適切に処理します。
- 従業員の環境意識の向上に努めます。

市の役割

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- フォーラムやシンポジウムを開催し、環境美化意識を高めます。
- 環境美化活動に対して支援や表彰を行います。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行います。
- 環境美化活動に取り組む市民や事業者に対して、情報の収集・発信を行います。
- 近隣市町村との連携を図り、情報交換に努めます。

第4章

基本方針に基づく施策展開

第5次行動計画の実績総括及び今後の方向性	20
基本方針に基づいた施策	22
1. ごみの投棄対策	
(1) 市内一斉清掃事業	23
(2) アダプト・ア・ロード事業（道路環境美化ボランティア）	25
(3) アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）	28
(4) 環境美化活動支援事業	31
(5) 河川環境保全事業	35
(6) 不法投棄対策事業	37
(7) 飼い犬のふん放置対策事業	40
2. まちの景観保全対策	
(1) 落書き対策事業	42
(2) 違反広告物除却事業	45
(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業	48
(4) 除草事業	51
(5) 空家等の適正管理事業	53
(6) 自然学習事業	56
3. 放置自転車対策	
(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業	57
(2) 自転車等駐車場の整備事業	59
4. 花と緑の美化活動	
(1) 花と緑の市民協働事業	61
(2) 花と緑の啓発事業	63
第5次計画で終了する事業一覧	
(1) 河川環境保全事業（自然体験学習会）	65
(2) 花と緑の環境美化コンクール	66



第5次行動計画の実績総括及び今後の方向性

第5次行動計画で定めた事業における指標の達成状況、第6次行動計画の策定に向けた今後の方向性を一覧で整理しました。

今後の方向性については、目標の達成状況や事業の必要性等に応じて、継続の有無と今後の事業方針を示しています。第6次行動計画では、2つの事業を終了し、1つの事業を新たに開始します。

1. ごみの投棄対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 市内一斉清掃事業	一斉清掃の実施回数	一部未達成	継続	新しく開発され、コミュニティなどがない地域での定着方法を検討する。成果指標は継続する。
(2) アダプト・ア・ロード事業 (道路里親制度)	参加団体数	一部未達成	継続	新規参加団体を増やし、市内での活動範囲を広げる。成果指標は継続する。
	参加人数			
(3) アダプト・ア・パーク事業 (公園里親制度)	参加団体数	一部未達成	継続	新規参加団体、参加人数を増やすための周知方法を検討し、また、管理公園数の増加も目指す。成果指標を見直す。
	参加人数			
(4) 環境美化活動支援事業	活動参加延べ人数	一部未達成	一部修正	活動参加者を増加させるための周知方法を検討する。成果指標を追加する。
河川環境保全事業 ・水質監視員による巡回	巡回延べ人数	達成	継続	新たな監視員の確保の仕方を検討し、巡回を実施する。成果指標は継続する。
(5) «事業終了» 河川環境保全事業 ・自然体験学習会	稚魚放流の実施回数	一部未達成	終了	環境学習を行う新規事業の中で実施するため、事業を終了する。
(6) 不法投棄対策事業	不法投棄年間再発防止率	達成	一部修正	防犯・環境美化サポーターによる巡回や不法投棄の注意喚起を継続して実施する。成果指標を見直す。
(7) 飼い犬のふん放置対策事業	参加団体数	未達成	継続	啓発手段の見直しも視野に入れて、事業を継続する。成果指標は継続する。
	ふん放置解消率			

2. まちの景観保全対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 落書き対策事業	巡回日数	達成	継続	落書きされる場所の傾向を把握し、重点的な巡回などを実施する。成果指標は継続する。
(2) 違反広告物除却事業	パトロールの実施日数	一部未達成	継続	実績値に応じて目標値を見直し、新規のボランティア団体の増加を図る。成果指標は継続する。
(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業	巡回日数	達成	継続	自動販売機の適正管理指導により空き缶や吸い殻のポイ捨てを防止する。成果指標は継続する。
(4) 除草事業	雑草繁茂地改善率	未達成	継続	適正管理通知の発送、所有者宅への訪問などの対策を継続する。成果指標は継続する。
(5) 空家等の適正管理事業	管理不全な空家等の所有者に対する行政指導	—	一部修正	行政指導、空家等の有効活用の促進を継続する。成果指標は実績としていたが改めて追加する。
(6) ≪新規事業≫ 自然学習事業	自然学習実施回数	—	新規	自然環境を活用した環境学習を実施する。

3. 放置自転車対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業	撤去巡回数	達成	継続	放置自転車の撤去、適正な駐車方法の指導啓発を継続するとともに、効果的な啓発事例を検討する。成果指標は継続する。
(2) 自転車等駐車場の整備事業	順次、計画、見直し及び拡張工事等を進める	—	一部修正	駐車場の利用台数や利用率を分析し、必要に応じて駐車場を整備する。成果指標は実績とする。

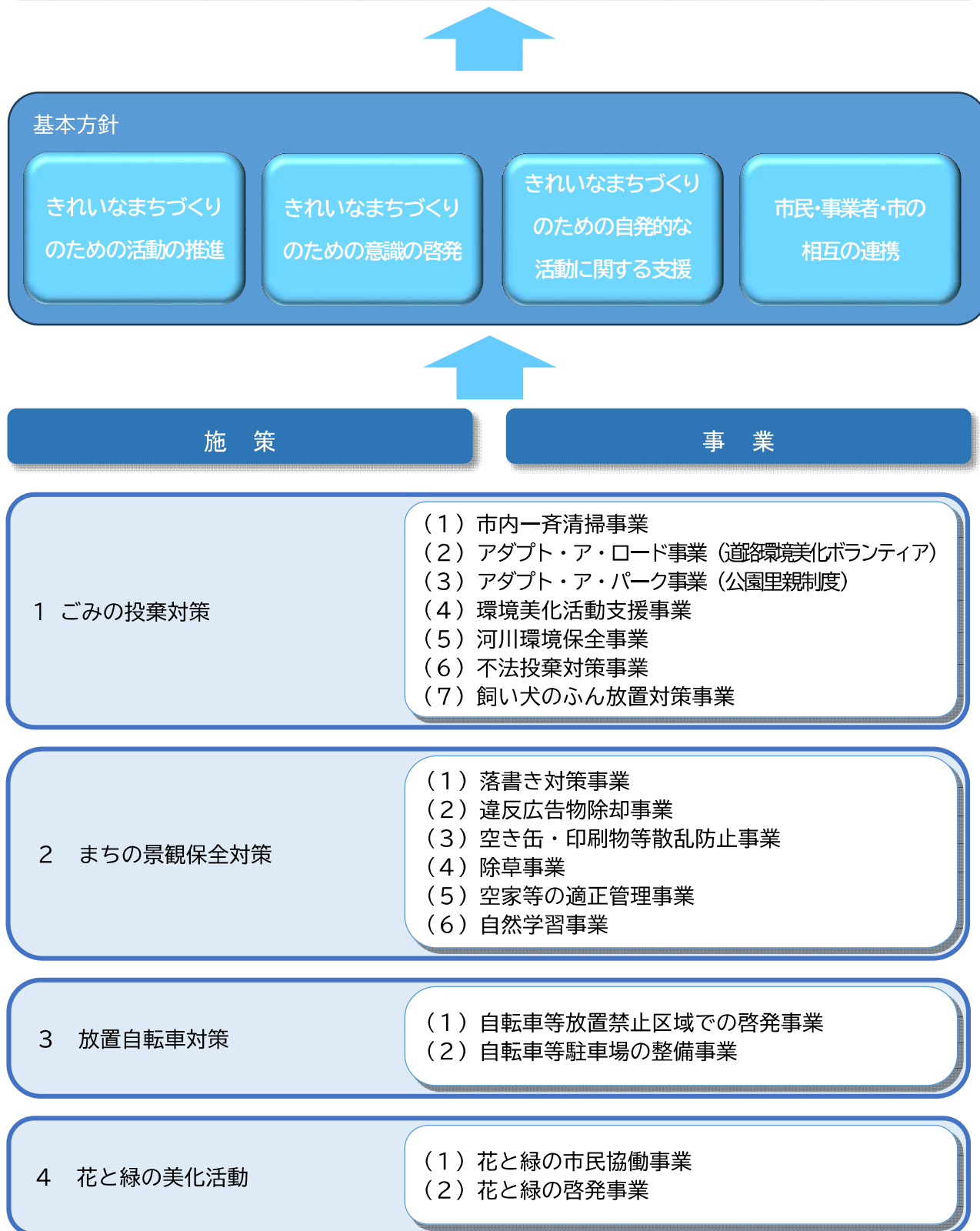
4. 花と緑の美化活動

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 花と緑の市民参加事業	つくばセンター地区花壇設置箇所数	達成	一部修正	地域コミュニティの活性化を図るため、市民団体（自治会・子ども会・ボランティア団体等）の花壇活動を継続して支援する。つくばセンター地区花壇の撤去に伴い、同地区の花壇設置箇所数に関する指標は終了する。
	花苗配布団体数	達成		
(2) ≪事業終了≫ 花と緑の環境美化コンクール	応募団体数	達成	終了	茨城県が主催する花と緑の環境美化コンクールが廃止となったため事業を終了する。
(3) 花と緑の啓発事業	花苗等配布回数	一部未達成	継続	花苗配布は継続して行うが、配布に適したイベントを検討する。成果指標を見直す。

基本方針に基づいた施策

目標を実現するために、基本方針に基づき、4つの施策に対する具体的事業を推進します。

将来像 市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」



1. ごみの投棄対策

(1) 市内一斉清掃事業

① 事業概要

事業の目的	市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識の向上を図ります。
事業の内容	●市が市広報紙等で事業内容を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかけ、ごみの回収実績等をホームページ等で報告します。 ●市民が道路沿い等の美化活動を実施します。
実施期間	6月と12月の第1日曜日（年2回）
対象地域	市内全域

② 現状と課題

年2回の市内一斉清掃は回覧などで広報を行い、継続的に実施されています。令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していました。令和4年度（2022年度）から再開し、新型コロナウイルス感染症の影響が出る以前に実施していた6月と12月の第1日曜日に市内一斉清掃を実施しています。また、市内一斉清掃は多くの市民へ定着してきています。

市内一斉清掃が定着してきている地域では、回収量からも積極的な参加が見受けられますが、新しく開発された地域でコミュニティなども形成されていない地域において、どのように参加を呼びかけ、定着させていくかが課題となっています。



■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一斉清掃の実施回数 (回/年)	目標値	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	2	2	-
区会回覧数(回)	実績値	2	2	2	2	-
ごみ回収量(kg)	実績値	0	0	16,420	20,480	-

第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●区会回覧、市広報紙及びホームページで参加を呼びかけます。 ●6月と12月の年2回開催します。	事業を中止しました。
令和3年度		事業への参加を呼びかけ、6月と12月に事業を実施しました。
令和4年度		
令和5年度		
令和6年度		- (※年度末に実績を記入)

③ 年度ごとの取組目標

市内一斉清掃は多くの地域で定着してきているため、今後も継続して実施していきます。
より多くの市民参加を促し、市内をきれいに保つことで、ごみを捨てづらい環境を整備していきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●年2回、6月と12月に市内一斉清掃を実施します。 ●参加者を増やすため、SNS等を活用した周知により、参加を呼び掛けます。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一斉清掃の実施回数(回/年)	目標値	2	2	2	2	2
参 考 指 標						
ごみ回収量(kg)						

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●市広報紙、ホームページ、SNS等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。 ●市内一斉清掃事業でのごみの回収量実績等を、ホームページで報告します。 ●他事業と連携し、ごみのポイ捨て行為の減少を図ります。	●ボランティアによる市内一斉清掃事業に参加します。 ●ごみ集積所とその周辺を清潔に保ちます。 ●日頃から自宅や事業所周辺の清掃を実施します。

1. ごみの投棄対策

(2) アダプト・ア・ロード事業

(道路環境美化ボランティア)

① 事業概要

事業の目的	市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図ります。
事業の内容	●道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、道路破損の通報等の愛護活動、美化活動を行います。 ●市は活動に対して清掃用具の支援やごみの回収等を行います。
実施期間	通年
対象地域	市内全域の市道

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルスによる影響もあり、活動人数が減少しましたが、アダプト団体の協力により、快適な道路空間の整備を実施できています。

本事業については、本市での認知度がまだ低いため、広報活動を定期的に行い、認知度を高めていき、参加団体及び人数を増やしていくことが課題となっています。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数（団体/年）	目標値	24	25	26	27	28
	実績値	18	20	26	27	-
参加人数（人/年）	目標値	419	424	429	434	439
	実績値	292	252	308	335	-



第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●市民に広く道路美化事業を知ってもらうため、ホームページを改善します。	●市民に広く道路美化事業を知ってもらうため区会回覧を検討し、担当部署と調整を行いました。ホームページの改善については、時間をかけてでもわかりやすいページの作成を目指すこととしました。
令和3年度	●事業継続に向け、年度末に参加団体との意見交換会を実施します。	●認知度を向上するため、区会回覧を実施。意見交換会については新型コロナウイルスのため見送りました。
令和4年度	●2年目の意見交換会で改善点が出た場合、実行できるか検討する。改善点が出なかった場合は、2年目と同様の意見交換会を実施します。	●事業紹介及び加入を検討してもらうため、企業訪問（工業団地）を実施しました。 さらに、団体が参加しやすくするために要綱を改正し、構成員の数を5人から2人に変更しました。
令和5年度	●3年目で改善点が出た場合、その改善点を実行します。改善点が出なかった場合は、2年目と同様に意見交換会を引き続き行い、同事業の運営を円滑に行います。	●QRコードの作成と配布を行い、アダプト・サインに張り付けてもらうことで認知度向上を図りました。 さらに、事業の周知及び参加団体を増やす目的でSNS等での動画配信を予定しており、活動団体の協力のもと、動画を撮影しました。
令和6年度	●第6次計画に向け、改善点がないかどうか検討します。	- （※年度末に実績を記入）



第4章 基本方針に基づく施策展開

③ 年度ごとの取組目標

事業の周知を広く行って認知度を高めていき、参加団体数を増やして市内での活動範囲を広くしていくことで、市民と市が一体となって快適で美しい道路環境づくりを推進していきます。

年	内容
1 年目（令和7年度）	●事業についてホームページやSNS等で情報の発信をして、事業の周知及び参加団体を増やします。 ●事業加入及び継続の簡略化を行うために、申請等手続きの電子化を進めます。
2～5 年目 （令和8～11 年度）	●事業についてホームページやSNS等で情報の発信をして、事業の周知及び参加団体を増やします。 ●団体数が増えてきたら、市から参加団体にアンケートを行い、現状の課題や改善点を共有し、快適な環境美化活動を行えるように支援していきます。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加団体数（団体/年）	目標値	29	30	31	32	33
参加人数（人/年）	目標値	339	341	343	345	347

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●ホームページやSNS等での事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。 ●アダプト・ア・ロード（道路環境美化ボランティア）参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。 ●清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。 ●アダプト・サイン（表示板）を付与します。 ●他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。	●アダプト・ア・ロード（道路環境美化ボランティア）に参加します。 ●屋外で出したごみは、分別し、適切な方法で処理します。

1. ごみの投棄対策

(3) アダプト・ア・パーク事業(公園里親制度)

① 事業概要

事業の目的	市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図ります。
事業の内容	●公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、公園破損の通報、植栽の企画提案及び実施等の愛護活動を行います。 ●市は活動に対して清掃用具の支援やごみの回収等を行います。 ●ホームページなどで周知活動を行います。
実施期間	通年
対象地域	市内全域の公園

② 現状と課題

令和5年度(2023年度)に要綱を改正(団体の最低必要人数を5人から2人へ緩和)し、参加へのハードルを低くしました。また、ボランティア団体の高齢化により参加団体が減少していますが、30～40歳代を中心とした団体も増加傾向となっており、全体として増加傾向となっています。

今後、ホームページや窓口での広報を継続し、比較的若い世代にも本事業の興味を持ってもらいたいため、利用者の多い公園での周知活動など登録団体を増やせるような活動を実施する必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数(団体/年)	目標値	37	38	39	40	41
	実績値	35	39	41	51	-
参加人数(人/年)	目標値	1,147	1,152	1,157	1,162	1,167
	実績値	1,187	1,232	869	1,023	-

第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案（花壇や樹種）、施設確認等の施設を管理します。	●公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案（花壇や樹種）、施設確認等の施設管理を実施しました。 (※令和6年度は年度末に実績を記入。)

③ 年度ごとの取組目標

多くの市民が、アダプト・ア・パーク活動により、公園への愛護意識を高揚させ、環境美化の醸成を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●アダプト・ア・パーク活動団体の要望等を確認し、各団体が継続的に活動できるよう支援します。 ●樹木や花など「みどり」を用いた環境の改善、景観の向上に取り組み、環境や社会に対する貢献の実績と成果をあげている団体等を表彰し、快適で地球に優しい生活環境の創出を推進します。 ●ホームページやチラシなどの周知活動を実施します。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加団体数（団体/年）	目標値	53	54	55	56	57
管理公園数（箇所）	目標値	86	87	88	89	90
参 考 指 標						
参加人数（人/年）						



⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
● 広報紙やホームページ等での事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。 ● アダプト・ア・パーク（公園里親制度）参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。 ● 清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。 ● アダプト・サイン（参加団体名）を設置します。※希望団体のみ ● 他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。 ● 表彰制度に参加団体を推薦します。 ● 不当投棄防止の看板を希望者に無料で配布します。	● アダプト・ア・パーク（公園里親制度）に参加します。 ● 空き缶やごみ等の収集、除草、清掃を実施します。 ● 植栽の企画提案（植樹・花壇づくりなど）を実施します。 ● 公園施設の破損等をつくば市へ通報します。 ● 公園等の愛護活動に関して必要なことを行います。

コラム

アダプト・プログラム

アダプト・プログラムは、市民と自治体が協働で進める「まち美化プログラム」です。

アダプト（adopt）とは日本語で「養子縁組する」という意味で、道路や公園等の一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民や企業が里親となって養子の美化（清掃等）を行い、自治体がこれを支援する制度です。



市民及び事業者とつくば市が互いの役割分担を定め、両者が協働で環境美化を推進します。

市民及び事業者の役割	清掃・美化活動、活動報告
市の役割	清掃用具の提供、ボランティア保険への加入、アダプト・サイン（表示板）の貸与、ごみ回収 等

1. ごみの投棄対策

(4) 環境美化活動支援事業

① 事業概要

事業の目的	環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進します。
事業の内容	●公共の場所において、ごみ拾いや落書き消し等を行う市民・事業者に対し、清掃用具等の支援、傷害保険への加入、ごみの回収等の支援を実施します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により活動人数が大幅に減少しましたが、令和4年度（2022年度）以降は、広報活動や企業への呼びかけ等の取組により、目標値を大きく上回る実績となっています。

今後も活動人数の増加を図るため、区会回覧、SNS等による広報活動や、継続活動案内文の送付などの取組を積極的に行います。また、つくば de まちピカプロジェクト※の周知や継続活動者への表彰等で、活動者のモチベーションを高めることが重要です。

※34 ページ コラム「つくば de まちピカプロジェクト」参照



第4章 基本方針に基づく施策展開

第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動参加延べ人数 (人/年)	目標値	10,000	10,250	10,500	10,750	11,000
	実績値	4,455	9,848	12,860	13,321	-
美化活動申請団体数 (団体)	実績値	24	75	117	115	-
	団体	21	32	53	54	-
	個人	3	43	64	61	-
活動実施回数(回)	実績値	411	2,531	4,109	4,258	-
ごみ袋配布枚数(枚)	実績値	6,004	10,058	10,442	8,837	-

第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績※
令和2年度	●市民・事業者からの申請に基づき、支援(物品支給等)を実施します。	-
令和3年度		-
令和4年度	●活動(支援内容等)周知のため区会回覧行います。 ●まつりつくば・サイエンスコラボにて参加団体の募集活動を実施します。 ※サイエンスコラボは令和5年度までのイベントとなっており、他イベントで参加団体の募集活動を検討。	●電子申請を導入しました。 ●SNS等で周知しました。 ●継続活動案内を通知しました。
令和5年度		●支援物資の利便性を向上しました。(つくば市環境美化活動要項の改正) ●継続活動案内を通知しました。 ●つくば市版ごみ拾いWEBサイトを開設しました。 ●継続活動者を表彰しました。
令和6年度		- (※年度末に実績を記入)

※第5次計画策定時の取組目標をすべて達成しています。新規の取組が多いため、第5次計画策定時の取組目標の内容に加え、新たに実施した取組のみを掲載しています。

第4章 基本方針に基づく施策展開

③ 年度ごとの取組目標

市民が気軽に取り組める環境美化活動として、認知度向上に向けた広報活動を積極的に行います。また、つくばdeまちピカプロジェクトの周知により、活動者のモチベーションの向上を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●市民・事業者からの申請に基づき、支援（物品支給等）を実施します。 ●活動（支援内容等）周知のため区会回覧を実施します。 ●つくばフェスティバル等のイベントにて参加団体の募集活動を実施します。 ●継続活動案内文を送付します。 ●継続活動者を表彰します。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
活動参加延べ人数（人/年）	目標値	13,000	13,250	13,500	13,750	14,000
つくばdeまちピカプロジェクト 参加延べ人数（人/年）	目標値	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600
参 考 指 標						
美化活動申請者数（申請者数）						
活動実施回数（回/年）						

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●市広報紙やホームページ等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。 ●参加者が円滑に活動を進められるよう、関係機関との連絡調整を行います。 ●清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。	●環境美化活動を実施します。 ●屋外で出したごみは、持ち帰るなど適正に処分します。

コラム

つくば de まちピカプロジェクト

令和5年7月から、ごみ拾い SNS アプリ「ピリカ」と連動した、つくば市版ごみ拾い活動ホームページ（つくば de まちピカプロジェクト）を開設しました。

この見える化ページでは、市内で清掃活動をした際、SNS アプリ「ピリカ」を活用して投稿されたごみ拾い活動の状況が自動的に集められ、どの地域でどんなごみが拾われているのか、市内全体の活動状況を見ることができます。



1. ごみの投棄対策

(5) 河川環境保全事業 水質監視員による巡回

① 事業概要

事業の目的	身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図ります。
事業の内容	●水質監視員による巡回を実施します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域の河川

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルスの影響でイベント等が中止となりましたが、水質監視員の巡視活動に関しては継続して取り組んだことにより、目標を達成しています。

水質監視員の高齢化により、年々委員の人数が減っており、実績値が減少傾向にあるため、新規会員の確保や若い世代への周知活動を実施していく必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回延べ人数（人/年）	目標値	240	240	240	240	240
	実績値	495	455	445	444	-
異常報告件数（件）	実績値	70	59	73	62	



第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動を実施します。	●水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動を実施しました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

③ 年度ごとの取組目標

水質監視の巡回を継続し、取組のPRを積極的に行うことで、巡回回数と水質監視員の人数を維持します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●水質監視員による河川巡回、市イベントや配布物による啓発活動、河川清掃事業を実施します。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
巡回延べ回数（回/年）	目標値	240	240	240	240	240
参 考 指 標						
異常報告件数（件/年）						

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●公共水域の巡回を実施し、不法投棄の抑止を図ります。	●不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報します。

1. ごみの投棄対策

(6) 不法投棄対策事業

① 事業概要

事業の目的	不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図ります。
事業の内容	●公共用地に不法投棄された廃棄物を回収します。 ●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。 ●警告看板、監視カメラ等を設置します。 ●市民・事業者との協力により、不法投棄防止を図ります。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによるパトロールや不法投棄の回収及び市広報紙を活用した不法投棄の注意喚起を促すとともに、不法投棄禁止看板を市民に無料配布するなど注意喚起を行っています。これらの取組により、目標を達成しています。

不法投棄回収量は、微減傾向となっていますが、市民や事業者などと連携した監視や注意喚起を継続していく必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不法投棄年間再発防止率 (%)	目標値	85	90	90	90	90
	実績値	95	95	91	95	-
パトロール件数(件)	実績値	354	355	347	353	-
回収件数(件)	実績値	352	347	303	401	-
回収量(kg)	実績値	19,766	17,389	14,470	14,060	-

第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行います。 ●道路等公共用地から不法投棄廃棄物を撤去します。 ●市広報紙、回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行いました。 ●道路等公共用地から不法投棄廃棄物を撤去しました。 ●市広報紙、回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起を行いました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

③ 年度ごとの取組目標

市民や事業者と連携し、不法投棄の早期発見と迅速な対応を図ります。

廃棄物の適切な処理方法や環境への影響についての情報発信を重視します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行います。 ●道路等公共用地から不法投棄廃棄物を撤去します。 ●市広報紙、回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起を行います。 ●ごみの出し方をごみ分別アプリ「さんあ～る」やSNSを利用し、周知します。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
パトロール日数(日/年)	目標値	350	350	350	350	350
参 考 指 標						
回収件数(件)						
回収量(kg)						

第4章 基本方針に基づく施策展開

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●ごみの出し方をごみ分別アプリ「さんあ〜る」やSNSを利用し周知します。 ●公共用地に投棄された不法投棄物の撤去を行います。 ●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを時間的、場所的に隙間なく行い、不法投棄の抑止を図ります。 ●不法投棄物の排出元調査等を行い、行為者の発見に努めます。 ●不法投棄警告看板を市民等へ無料で交付し、行為者に対する警告及び市民への啓発を行います。 ●県や警察、事業者と協力し、不法投棄の抑止を図ります。 ●不法投棄の防止に関する先進的な取組について調査研究を行います。	●不法投棄の防止を図るため、所有地（管理地）を適正に管理します。 ●不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報します。 ●再利用を促進し、ごみの出し方のルールを徹底します。



1. ごみの投棄対策

(7) 飼い犬のふん放置対策事業

① 事業概要

事業の目的	飼い犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図ります。
事業の内容	●市広報紙等で飼い犬のふんの持ち帰りについて啓発活動を行います。 ●飼い犬のふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布を行います。 ●イエローカード作戦を導入し、実施団体に必要物資の配布を行います。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

市広報紙等への記事の掲載やふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布により啓発活動をし、また、イエローカード作戦として希望団体に必要物資の配布を行いました。イエローカード作戦の参加団体は増加していますが、ふん放置の解消率は目標に達していません。

イエローカード作戦について、実施方法に否定的な意見も出ているため、啓発手段についての見直しも視野に入れながら事業継続をしていく必要があります。



■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数（団体/年）	目標値	15	16	17	18	19
	実績値	9	15	16	17	-
ふん放置解消率（%）	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	71	71	75	71	-

※ふん放置解消率の算出方法

イエローカード作戦の全参加団体に対して依頼しているアンケート結果を元としています。

- 1 おおいに効果があった
- 2 少しは効果があった
- 3 効果はなかった
- 4 どちらとも言えない
- 5 その他

の選択肢の中から「おおいに効果があった」及び「少しは効果があった」と回答した団体数の割合を「ふん放置解消率」としています。（無回答の団体も全体の数として含みます。）

第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材を配布します。	●ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材配布しました。（ふん処理袋は飼い主に向けて配布しました。） ※令和6年度は年度末に実績を記入。

③ 年度ごとの取組目標

依然としてふんの放置解消に至らない地域もあることから、物品の配布等を継続し、犬の飼い主への啓発を行います。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●市民に啓発物品の配布等することにより、飼い犬のふんの放置解消を目指します。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加団体数（団体/年）	目標値	20	20	20	20	20
ふん放置解消率（％）	目標値	90	90	90	90	90

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●市広報紙やホームページ等で啓発活動を行い、飼い主の意識の向上を図ります。 ●市広報紙やホームページ等でイエローカード作戦の事業内容を積極的にPRします。 ●イエローカード参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。 ●イエローカード作戦に必要な用具等を支援します。 ●啓発看板等を作成し、希望者へ配布します。	●散歩時はふん持ち帰り袋を携帯し、適正に処分します。 ●イエローカード作戦に参加します。

2. まちの景観保全対策

(1) 落書き対策事業

① 事業概要

事業の目的	落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図ります。
事業の内容	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。 ●条例に基づき、落書き行為に対する勧告、命令及び過料処分を実施します。 ●市内の落書きに対し、速やかな消去作業を実施します。 ●市民協働の落書き消去作業を実施します。 ●先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図ります。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによる巡回延べ日数は、目標を達成しています。また、落書きを早期発見し、管理者へ除去依頼を行うことで、景観の保持を図ることができています。

落書きは、サポーターによる現行犯での取り締まりは難しいですが、落書きされる場所は似たような傾向があるため、そのような場所のパトロールを重点的に実施することも必要と考えます。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回日数（日/年）	目標値	240	240	240	240	240
	実績値	354	355	347	353	－
落書き報告件数（件）	実績値	0	0	6	0	－

第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。
令和3年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。
令和4年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。 ●管理者への落書き除去依頼を行いました。 ●市民協働の落書き消去作業を実施しました。
令和5年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。 ●市民協働の落書き消去作業を実施しました。
令和6年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業を行います。	－（※年度末に実績を記入）

③ 年度ごとの取組目標

今後も、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、落書きの早期発見に努めます。

落書きされやすい傾向の場所について、パトロールを重点的に実施し、落書きを未然に防ぎます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。 ●管理者へ落書き除去依頼をします。 ●落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化の確認を行います。

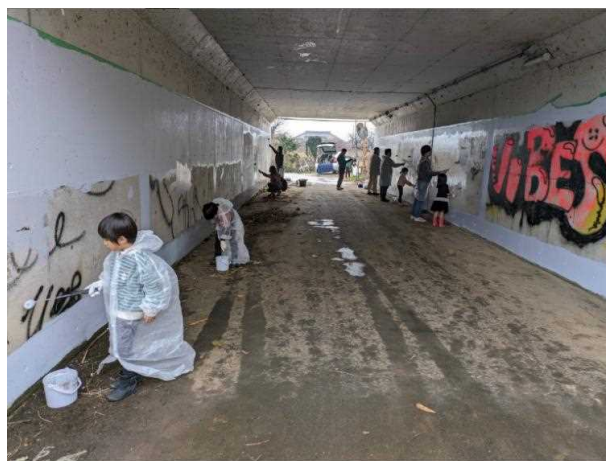
第4章 基本方針に基づく施策展開

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
巡回日数（日/年）	目標値	350	350	350	350	350
参 考 指 標						
落書き報告件数（件）						
落書き処理対応件数（件）						

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、きれいなまちづくり条例に規定する落書き行為に対する勧告、命令及び過料の徴収を実施します。 ●落書きに関する情報を収集し、情報が寄せられた場合は速やかに対応します。 ●関係機関や管理者と連携し、落書きの消去・防止を図ります。 ●絵画制作等により落書きの防止を図ります。	●落書き行為を発見した場合は、市や警察へ報告します。 ●市が実施する落書き消し活動に参加します。



2. まちの景観保全対策

(2) 違反広告物除却事業

① 事業概要

事業の目的	違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図ります。
事業の内容	●住民、行政、民間事業者、警察等が一体となって違反広告物の除却等を行います。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）は、ボランティア団体による実施日数も多く、目標値を達成しましたが、令和4年度（2022年度）以降は、簡易除却できる違反広告物の減少により、パトロールの実施日数が減少しています。

近年、違反広告物が減少傾向にあることを踏まえ、目標値と実績値の実情が合っていないため、目標値の検討をする必要があります。また、当事業において、地域を巡回するボランティア団体の役割は非常に大きいため、引き続き実施してもらえよう必要な支援を行うとともに、新規団体の増加を図ることが必要です。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パトロールの実施日数 (日/年)	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	102	94	40	45	-
違反広告物の除却数 (枚/年)	実績値	160	151	80	84	-
ボランティア団体数(団体)	実績値	12	9	9	9	-

第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●違反広告物除却パトロールの業務を委託します。 ●市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロールを実施します。 ●市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援を行います。	●違反広告物除却パトロールの業務を委託しました。 ●市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロールを実施しました。 ●市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援を行いました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

③ 年度ごとの取組目標

違反広告物の設置自体も減少してきており、当事業の効果はあるため、今後も継続して違反広告物除却を行っていきます。

また、地域を巡回するボランティア団体に、引き続き実施してもらえよう必要な支援を行っていくとともに、新規団体の登録についても、広報つくばに掲載し、募集を行っていきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●違反広告物除却パトロールの業務を委託します。 ●市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロールを実施します。 ●市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援を行います。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
パトロールの実施日数(日/年)	目標値	40	40	40	40	40

第4章 基本方針に基づく施策展開

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●市広報紙やホームページ等で事業内容をPRし、積極的にボランティア団体の募集を図ります。 ●ボランティア団体に、除却作業に必要な支援を行います。 ●職員による巡回及び除却作業を実施します。 ●委託業者による広域的な除却作業を実施します。 ●市民や民間事業者と連携して対応します。	●活動地域において、定期的に巡回及び除却作業を実施します。 ●市と連携して、違反広告物を除却します。



2. まちの景観保全対策

(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業

① 事業概要

事業の目的	自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導の実施などを実施することで、空き缶・吸い殻等のポイ捨てを防止し、また、印刷物等の散乱、放置を防止することできれいなまちづくりを図ります。
事業の内容	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。 ●つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、空き缶・吸い殻等、散乱防止啓発シールの貼付等）を推進します。 ●公共の場所で、チラシ等の印刷物が散乱している場合には、印刷物等配布事業者に対し回収と適正処理を指導します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによる巡回により、ステッカー未貼付の自動販売機を発見した場合は、管理者に対し適正管理指導を行っています。

また、受動喫煙禁止法の改正により、公共施設の禁煙化など、喫煙できる環境が減少していく傾向にあり、新たなたばこ自動販売機の設置は少ないと考えますが、吸い殻等のポイ捨ての防止に向け、自動販売機への散乱防止啓発ステッカーの貼布、防犯・環境美化サポーターによる巡回が必要であると考えられます。



第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回日数（日/年）	目標値	240	240	240	240	240
	実績値	354	355	357	353	-
ステッカー未貼付報告件数（件/年）	実績値	0	0	5	1	-
印刷物散乱報告件数（件/年）	実績値	0	0	0	0	-

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、ステッカー未貼付自動販売機の管理者へ指導を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、ステッカー未貼付自動販売機の管理者へ指導を行いました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

③ 年度ごとの取組目標

今後も、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導や印刷物等の散乱防止に取り組むことで、まちの景観の維持を図ります。

年	内容
1～5年目 （令和7～11年度）	●防犯・環境美化サポーターや市民からの通報により行為者・未貼付自動販売機の管理者へ指導します。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
巡回日数（日/年）	目標値	350	350	350	350	350
参 考 指 標						
ステッカー未貼付報告件数（件/年）						
印刷物散乱報告件数（件/年）						

第4章 基本方針に基づく施策展開

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、未然防止を図ります。 ●公共の場所で、ビラやチラシなどの印刷物等が散乱している場合は、印刷物等配布者へ回収等処理の指導を行います。 ●自動販売機の散乱防止責任者へ適正管理の指導を行います。 ●自動販売機事業者による、たばこの吸い殻や空き缶等散乱防止啓発活動の実施を促します。 ●空き缶等の回収、資源化等の指導を行います。 ●自動販売機事業者の把握に努めます。	●受け取ったビラやチラシが不要になった場合は、適正に処分します。 ●印刷物等の散乱があった場合は、配布事業者の責任の下、回収します。 ●ビラやチラシが捨てられていた場合は、市へ連絡します。 ●自動販売機ごとに散乱防止責任者を設置します。 ●自動販売機に啓発シールを貼付します。 ●消費者へ散乱防止に関する啓発活動を行います。



2. まちの景観保全対策

(4) 除草事業

① 事業概要

事業の目的	空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図ります。
事業の内容	●空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施します。 ●雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施します。
実施期間	雑草繁茂地に所有者に対する指導：通年 あっせん業者による除草作業 （所有者等から申出があった場合のみ実施、費用は自己負担） ：年1回刈…8月頃実施、年2回刈…6月、10月頃実施
対象地域	市内全域

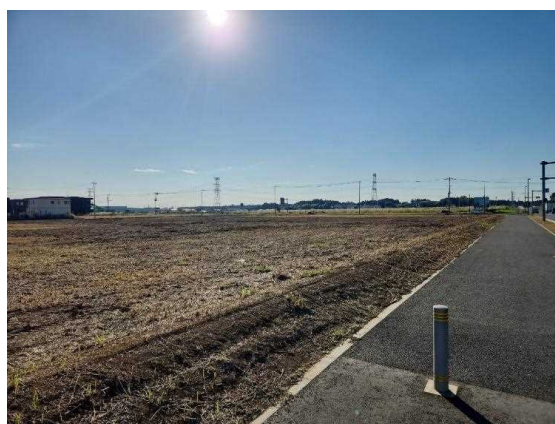
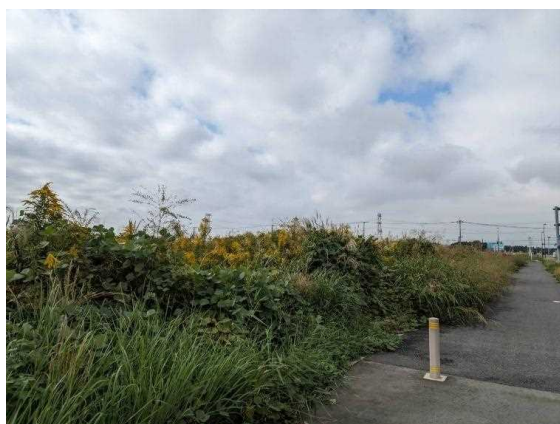
② 現状と課題

つくば市空き地除草条例に基づき、空き地の所有者へ適正管理通知を送付するとともに、改善に至らない空き地に関しては所有者宅へ訪問し改善を促しました。

雑草繁茂地の申し立て筆数は毎年度多いことから、適正管理通知の送付及び所有者宅への訪問を今後も継続して実施することが必要です。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
雑草繁茂地改善率※（％）	目標値	85	85	85	85	85
	実績値	72.4	80.5	75.4	64.4	－
空き地適正管理 依頼文送付数（筆）	実績値	767	864	1,314	1,248	－
雑草繁茂地申し立て数（筆）	実績値	450	583	756	559	－
除草工事数（件）	実績値	1,590	1,526	1,395	1,318	－



第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●土地所有者へ除草業者をあっせんします。 ●雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導をします。	●土地所有者へ除草業者をあっせんしました。 ●雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導を行いました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

③ 年度ごとの取組目標

適正管理の啓発・指導を継続し、改善率の上昇を目指します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●土地所有者へ除草業者をあっせんします。雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導を行います。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
雑草繁茂地改善率(%)	目標値	85	85	85	85	85

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂の未然防止を図ります。 ●雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施します。	●所有地の除草作業などを定期的の実施し、景観や生活環境の保全に配慮します。 ●近隣に雑草が繁茂した空き地がある場合には、市に連絡します。

※雑草繁茂地改善率の算出方法

$$\frac{(\text{除草工事数} \langle \text{除草組合施行} \rangle + \text{雑草繁茂地所有者による除草数})}{\text{雑草繁茂地申立て数} \langle \text{昨年度以前より継続分含む} \rangle}$$

2. まちの景観保全対策

(5) 空家等の適正管理事業

① 事業概要

事業の目的	空家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図ります。
事業の内容	●市民から相談を受けて、現況調査を行い、管理不全と判断した場合には、所有者等を調査特定し、助言、指導を行います。 ●当該空家等が「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等と認定された場合には、同法に基づく措置を行います。 ●空家等の有効活用施策を実施します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

つくば市空家等対策計画に基づき、施策を実施し、管理不全な空家等の改善や空家等の有効活用の促進を行い、地域の生活環境の保全と活性化を図りました。

空家等の所有者等による適切な管理の促進、空家等や除却跡地の利活用の促進に基づき適切な管理に向けた空家等の所有者等やその相続権者の意識の涵養・理解の増進を図るとともに、地域、事業者、行政の連携による相談体制の整備を図ること等が課題となっています。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数（件）	実績値	99	129	106	128	-
管理不全な空家等の対応完了件数（件）	実績値	51	44	40	46	-
管理不全な空家等の件数（件）	実績値	-	-	855	-	-

第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●空家等無料相談会の定期開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用、特定空家等庁内調査委員会の開催などを行います。	●空家等無料相談会の開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用を随時実施しました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

③ 年度ごとの取組目標

第2期つくば市空家等対策計画に基づき、施策を継続実施し、管理不全な空家等の改善や空家等の有効活用の促進を行い、地域の生活環境の保全と活性化を図っていきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●管理不全な空家等の所有者等に対して助言・指導を実施します。 ●当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行います。 ●空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用を随時実施します。 ●空家等無料相談会を開催します。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
空家活用補助金の交付件数(件)	目標値	3	3	3	3	3
参 考 指 標						
管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数(件)						
管理不全な空家等の対応完了数(件)						
管理不全な空家等の件数(件)						
空家バンク登録物件の成約件数(件)						
無料相談会の実施回数(回)						

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●管理不全な空家等の所有者等を調査特定し、助言・指導を行う。当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行います。 ●空家等の廃屋化予防の観点から空家等の所有者等を対象とした空家等無料相談会を開催します。 ●空家バンク制度により、空家等の有効活用を進めます。 ●空家活用補助金の交付をとおして、空家バンク制度を活用する方を支援します。	●空家等の適正な管理や有効利活用を行い、地域の生活環境の保全や活性化に努めます。 ●近隣に管理不全な空家等がある場合は、市に報告します。 ●空家等の活用・管理・処分・相続などの相談に空家等無料相談会を活用します。 ●空家等の売却や賃貸をしたい場合に空家バンク制度を活用します。



2. まちの景観保全対策

《新規》

(6) 自然学習事業

① 事業概要

事業の目的	身近な自然環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図ります。
事業の内容	●自然を利用した学習会を実施します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

第5次計画では河川環境保全事業において自然体験学習会等の取組を行っていました。

今後は、河川だけでなく自然全般に関わる学習の機会を創出する必要があると考えられます。

③ 年度ごとの取組目標

自然全般にかかわる学習の機会を創出し、自然学習会を実施します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	自然学習会を実施します。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自然学習実施回数(回/年)	目標値	2	2	2	2	2

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●自然学習会を実施し、自然環境や生物多様性の大切さについて普及啓発を図ります。	●自然学習会に参加し、自然観察やモニタリングを行います。

3. 放置自転車対策

(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業

① 事業概要

事業の目的	自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活を確保します。
事業の内容	● T×4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を実施します。 ● 定期的に放置自転車等の撤去を実施します。
実施期間	通年
対象地域	T×4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域

② 現状と課題

放置自転車等の撤去を日中月 11 回と夜間月 1 回業務委託していることに加えて、自課による撤去を実施することで、目標値を達成できています。

今後も、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発に努め、放置自転車等の減少を目指します。また、啓発における効果的な事例を検討します。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
撤去巡回数（回/年）	目標値	150	150	150	150	150
	実績値	156	156	156	156	-
違反駐輪警告台数（台/年）	実績値	2,508	2,331	1,831	2,498	-
違法駐輪撤去台数（台/年）	実績値	453	675	639	718	-



第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●T×4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を実施することで、適切な利用者の利便性向上を図ります。	●看板で周知する以外に管理人による呼びかけを行っている。 放置自転車を撤去することで、適切に利用したい方の駐輪を妨げないようにする等、利便性向上を図りました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

③ 年度ごとの取組目標

T×4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を実施することで、適切な利用者の利便性向上を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	放置自転車等の撤去と適正な駐車方法の指導啓発を実施します。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
撤去巡回数（回/年）	目標値	150	150	150	150	150
参 考 指 標						
違反駐輪警告台数（台/年）						
違法駐輪撤去台数（台/年）						

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●市広報紙やホームページ等により自転車等放置禁止区域の周知を行います。 ●巡回指導により自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を行い、自転車等駐車場の利用を促進します。	●自転車等は自転車等駐車場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。 ●自転車利用者のモラル向上に努めます。

3. 放置自転車対策

(2) 自転車等駐車場の整備事業

① 事業概要

事業の目的	自転車等駐車場の整備を行い自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活を確保します。
事業の内容	●自転車等の放置を防止するため、駐輪場整備を図ります。
実施期間	通年
対象地域	T×4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺

② 現状と課題

人口が増加したことで自転車等駐車場の駐車台数が不足したため、令和2年度（2020年度）にみどりの駅自転車等駐輪場、令和3年度（2021年度）に万博記念公園駅自転車等駐車場の拡張工事を行いました。

各駐輪場における利用台数や利用率等の分析を行い、必要に応じて駐輪場を整備します。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
順次、計画、見直し及び拡張工事等を進める	目標値	*	*	*	*	*
拡張台数（台/年）	実績値	267	128	-	-	-

*はその年度に実施することを示す。拡張工事を行った場合は、別途その台数を実績値として報告



第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●自転車等駐車場利用台数・将来推計を鑑み、自転車等駐車場整備を計画・実施します。	●将来推計、整備計画の策定は未着手となっています。 ●駐車場ごとに整備施策を検討する必要があります。
令和3年度		
令和4年度		
令和5年度	●整備後の経過を鑑み、整備計画の見直し等を行います。	●令和2年度にみどりの駅前、令和3年度に万博記念公園駅前自転車等駐車場の拡張整備を行いました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。
令和6年度		

③ 年度ごとの取組目標

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●各駐車場における利用台数や利用率等の分析を行い、必要に応じて駐車場を整備します。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
駐車場の整備	目標値	-	-	-	-	-

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●各駐車場における利用台数や利用率等の分析を行い、計画的な自転車等駐車場の整備を行います。	●自転車等は自転車等駐車場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。 ●自転車利用者のモラル向上に努めます。

4. 花と緑の美化活動

(1) 花と緑の市民協働事業

① 事業概要

事業の目的	参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。
事業の内容	●市民協働による地域の自主的な花壇活動を推進します。 ●活動に対し、必要な花苗や用土等を支援します。
実施期間	地域における自主的な花壇活動：通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

つくばセンター地区花壇が撤去されたことに伴い、令和3年度（2021年度）以降は花苗配布団体数を目標値、実績値としており、ホームページや区会による情報周知の結果、目標値を達成しています。

目標値に対し、達成できている状況ではありますが、活動している団体が高齢化していることもあり、今後も同じ水準を確保することが課題となっています。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
つくばセンター地区 花壇設置箇所数（箇所数）	目標値	6	-	-	-	-
	実績値	6	-	-	-	-
花苗配布団体数（団体）	目標値	-	100	100	100	100
	実績値	133	144	151	164	
花苗配布数（ポット）	実績値	16,513	17,748	19,065	25,046	



第4章 基本方針に基づく施策展開

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月） ●春・秋の花苗配布（6月・11月）	春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月） 春・秋の花苗配布（6月・11月）
令和3～6年度	●春・秋の花苗配布（6月・11月）	春・秋の花苗配布（6月・11月） ※令和6年度は年度末に実績を記入。

③ 年度ごとの取組目標

配布する花苗の種類を検討しつつ、限られた予算の中で花による環境美化活動を市の行事や団体の活動から市民協働の活動へと広げていくため、継続的に取り組んでいきます。

年	内容
1～5年目 （令和7～11年度）	●春・秋の花苗配布（6月・11月）を行います。

④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
花苗配布団体数（団体）	目標値	155	155	155	155	155

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●ホームページ等で事業内容を周知します。 ●市民参加による環境美化活動を継続的に行うため、花壇づくりに必要な花苗や用土等を支援します。 ●活動内容等の連絡調整を行い、参加者が円滑に事業を進められるようにします。	●市民参加による「花と緑の市民協働事業」に参加し、花や緑を通じて環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。

4. 花と緑の美化活動

(2) 花と緑の啓発事業

① 事業概要

事業の目的	イベント来場者に花苗等を配り、自宅等での花壇活動の推進を行うことで、市民の環境美化意識を高めるとともに、市内全体の花による環境美化を目指します。
事業の内容	●イベントにて花苗等の配布を行い、市民が所有している自宅等の土地での花壇活動を推進します。 ●可能な限り多年草など1年で枯れない植物を配布し、長期間にわたる花による景観美化を目指します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止となり、目標回数を達成できませんでしたが、令和4年度（2022年度）以降は、イベントの中止もなく、多くの来場者に花苗を配布することができました。

イベントによっては花苗の配布に適さないものも考えられるため、開催イベントについては精査する必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
花苗等配布回数（回/年）	目標値	2	2	2	2	2
	実績値	1	1	2	2	-
花苗等配布数（株/年）	実績値	200	300	1,000	900	

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●まつりつくば・サイエンスコラボ等のイベントにて、花苗等の配布を行います。	●まつりつくば・サイエンスコラボ等のイベントにて、花苗等の配布を行いました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

第4章 基本方針に基づく施策展開

③ 年度ごとの取組目標

今後も、花苗の配布を通じて花壇活動を推進し、継続して景観美化を目指します。また、イベントの広報活動を積極的に行い、イベント参加者の増加を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●イベント等で花苗の配布を行います。

④ 成果目標指標

成果目標指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
花苗等配布数（ポット）	目標値	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●イベントのチラシやホームページ等で花苗等の配布を積極的にPRします。	●花と緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。



第5次計画で終了する事業一覧

1. ごみの投棄対策

《終了》

河川環境保全事業 自然体験学習会

① 事業概要

事業の目的	身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図ります。
事業の内容	●河川の自然を利用した自然体験学習会を実施します。
実施期間	令和2年度～6年度
対象地域	市内桜川流域

② 現状

新型コロナウイルスの影響、天候不良等により、予定回数を実施できなかった年度もありましたが、自然体験学習会として稚魚放流体験を実施し、参加児童に桜川の豊かな生態系や水環境を守ることの大切さを体感してもらうことができました。

河川に関連する自然体験学習会だけでなく、自然全般に関わる学習の機会を創出する必要があります。

今後は、新規事業である自然学習事業で、自然学習会を実施していきます。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
稚魚の放流回数（回/年）	目標値	4	4	4	4	4
	実績値	4	2	2	3	-
参加者数（人/年）	実績値	309	150	145	212	-

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●桜川流域小学校（4校）の4年生を対象として学習会を実施します。	●桜川流域小学校の4年生を対象として稚魚放流体験等を実施しました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

4. 花と緑の美化活動

《終了》

花と緑の環境美化コンクール

① 事業概要

事業の目的	チャレンジいばらき県民運動・茨城県・茨城県教育委員会が主催する花と緑の環境美化コンクールへの参加促進事業となっています。花いっぱい運動（花壇活動）をされている地域住民・児童・生徒に参加を呼びかけ、環境美化に対する関心・意欲を高めます。
事業の内容	●他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけます。 ●参加団体に対し、下段活動に必要な消耗品や肥料の助成を行います。 ●市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦します。
実施期間	令和2年度
対象地域	市内全域

② 現状

茨城県が主催する花と緑の環境美化コンクールが令和2年度（2020年度）で廃止となったため、事業を終了します。

引き続き、花と緑の市民協働事業で花壇活動を進めるほか、表彰制度（アダプト・ア・パーク事業、環境美化活動支援事業）を活用し、意欲向上を図っていきます。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
応募団体数（団体/年）	目標値	14	15	16	17	18
	実績値	22	-	-	-	-

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけます。 ●参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行います。 ●市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推進します。	●他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけました。 ●参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行いました。 ●市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推進しました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

第5章

行動計画の推進

- 1. 行動計画の推進体制 68
- 2. 行動計画全体の評価及び見直し 68



1. 行動計画の推進体制

きれいなまちづくり行動計画の各種事業には、市民・事業者・市が連携し、取り組んでいきます。

事業を推進するために、本市は庁内に「環境美化推進会議」を設置し、各事業の年次計画を策定し、推進、点検 評価、見直しを毎年実施します。

行動計画の中間年である令和 9 年度（2027 年度）には、中間評価を実施し、本市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しについて検討します。

行動計画の中間年度に見直しを行わなかった場合には、最終年度である令和 11 年度（2029 年度）には計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。

また、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民事業者の皆様には適宜協力を求めます。

〈環境美化推進会議〉

関係各課の長で構成され、各事業の年次計画の策定、推進、点検 評価、見直しを年度ごとに実施し、結果の公表を行います。行動計画の中間年である令和 9 年度（2027 年度）には、点検 評価をとりまとめ、必要に応じ計画全体の見直しを行います。また、行動計画最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。必要に応じ、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民 事業者と連携を図ります。

〈つくば市きれいなまちづくり実行委員会〉

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。また、必要に応じて環境美化推進会議との連携を図ります。

〈つくば市環境審議会〉

市民や学識経験者等で構成され、行動計画の見直し案に対し、意見・助言等を行います。（定数は 15 名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。）

2. 行動計画全体の評価及び見直し

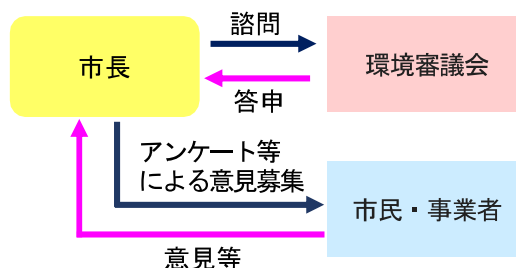
行動計画の評価及び見直しに関しては、中間年の令和 9 年度（2027 年度）に「環境美化推進会議」において中間評価を実施し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。また、行動計画の最終年度である令和 11 年度（2029 年度）には、第 6 次行動計画の評価を行い、次期行動計画の策定を検討し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。

第5章 計画の推進

令和6年度

PLAN: 行動計画の策定

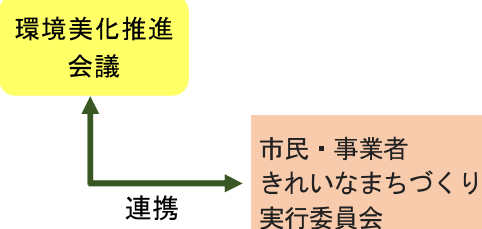
令和6年度までの環境美化活動の実施状況、効果などを踏まえて、施策の方針や対策など5年間の行動計画を策定します。



令和7年度～11年度

DO: 行動計画の実行

各事業を、年次計画に基づき実行します。
「環境美化推進会議」が年次計画の策定及び見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。また、ホームページ等にて結果の公表を行います。



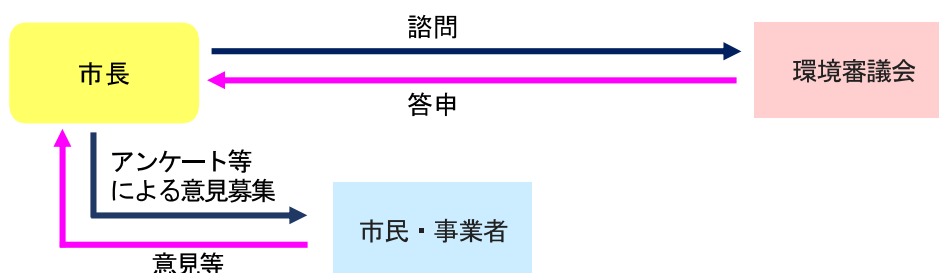
令和9年度・11年度

CHECK: 行動計画の実行の点検及び評価

行動計画の実施状況を点検し、きれいなまちづくりがなされたかどうか、令和9年度に中間評価、令和11年度に最終評価を行います。

ACT: 行動計画の見直しと改善

きれいなまちづくりをさらに推進していくために、中間評価では必要に応じて改善を行い、最終評価では次期行動計画に向けた改善点の洗出しと整理を行います（改善された次期行動計画の策定（PLAN）へ続きます）。



令和11年度

PLAN: 改善された行動計画の策定（第7次行動計画）

資料編

1.つくば市きれいなまちづくり条例	72
2.きれいなまちづくり重点地区	78
3.用語解説	84



1. つくば市きれいなまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 きれいなまちづくり行動計画等(第8条—第10条)

第3章 きれいなまちづくり重点地区(第11条)

第4章 投棄等の禁止(第12条—第16条)

第5章 自動販売機の適正管理(第17条—第19条)

第6章 勧告及び命令等(第20条—第22条)

第7章 雑則(第23条・第24条)

第8章 罰則(第25条)

附則

つくば市は、名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然を有するとともに、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする街並みを有し、自然と都市が調和した田園都市が形成されている。

これまで、つくば市は、清潔できれいな生活環境を守るため、公共の場所におけるごみの定期清掃などの施策を実施してきた。しかしながら、一部の人々による吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふんの放置、落書きといった行為が後を絶たず、清潔できれいな生活環境が損なわれようとしている。

今こそ私たちは、これらの心無い行為をモラル欠如やマナー違反の問題として個人の良心に委ねるのではなく、ルールとして定めることにより、市民、事業者、市が力を合わせて、清潔できれいな生活環境を守っていかなければならない。

このような決意のもと、ここに暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受することができる清潔できれいなまちをつくるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、清潔できれいな生活環境の保持について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸い殻等の投棄の禁止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちをつくり、もって快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 空き缶、吸い殻等 空き缶等、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、レジ袋その他これらに類するものをいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収し、又は収納するための容器その他これに類するものをいう。
- (7) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他の愛玩用動物をいう。
- (8) 落書き 他人が所有し、占有し、又は管理する物に、その承諾を得ずに、文字、図形、記号、模様その他これらに類するものを描くことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、清潔できれいな生活環境を保持するまちづくり(以下「きれいなまちづくり」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り、又は適切に回収容器、吸い殻入れ等へ収納し、清潔できれいな生活環境の保持に努めなければならない。

2 市民等は、清潔できれいな生活環境を保持するため、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所(以下「公共の場所等」という。)に自転車、電動機付き自転車、自動二輪車等を放置しないよう努めなければならない。

3 市民等は、清潔できれいな生活環境を保持するため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所その他の事業活動を行う地域において、回収容器、吸い殻入れ等の設置並びに空き缶等の回収及び資源化その他の清潔できれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、清潔できれいな生活環境を保持するため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶、吸い殻等が捨てられないように適正な措置を講ずるよう努めなければならない。

(屋外広告物の掲出者の責務)

第7条 広告物を屋外に掲出する者は、清潔できれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲出しないよう努めなければならない。

第2章 きれいなまちづくり行動計画等

(きれいなまちづくり行動計画の策定)

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画(以下この条において「行動計画」という。)を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(きれいなまちづくり推進月間)

第9条 きれいなまちづくりに関する意識の向上を図り、日常的な実践活動を推進するため、毎年10月をつくば市きれいなまちづくり推進月間(以下「きれいなまちづくり推進月間」という。)とする。

2 市長は、きれいなまちづくり推進月間において、市民等、事業者及び市の相互の連携の下に、きれいなまちづくりの推進に関する施策を重点的に実施するものとする。

(表彰)

第10条 市長は、きれいなまちづくりの推進に特に貢献したと認める市民等、事業者その他団体を表彰することができる。

第3章 きれいなまちづくり重点地区

第11条 市長は、ごみの散乱の防止のため特に必要と認める地区を、きれいなまちづくり重点地区(以下「まちづくり重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をすることができる。

3 市長は、まちづくり重点地区の指定、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をしようとするときは、つくば市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、まちづくり重点地区の指定、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をしたときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

第4章 投棄等の禁止

(空き缶、吸い殻等の投棄の禁止)

第12条 何人も、空き缶、吸い殻等を回収容器、ごみ箱等定められた場所以外に投棄してはならない。

(飼い犬等のふん放置の禁止)

第13条 飼い犬等の所有者又は管理者は、公共の場所等に、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

資料編

（落書きの禁止）

第 14 条 何人も、公共の用に供する建築物及び工作物（これらに附属する物を含む。）に落書きをしてはならない。

（印刷物等の放置の禁止）

第 15 条 公共の場所において、ビラ、チラシその他これらに類するもの（以下この条において「印刷物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、当該印刷物等がその周辺に散乱したときは、当該印刷物等を回収し、適正に処理しなければならない。

第 16 条 削除

第 5 章 自動販売機の適正管理

（回収容器の設置及び管理）

第 17 条 屋外で自動販売機により飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 屋外で自動販売機により飲食物を販売する者は、前項の規定により設置した回収容器中の空き缶等を定期的に回収し、空き缶等の資源化に努めなければならない。

（啓発シールの表示）

第 18 条 屋外で自動販売機により飲食物又はたばこを販売する者（以下この条及び次条において「自販機事業者」という。）は、空き缶等及びたばこの吸い殻の散乱の防止並びに資源化に関する消費者の意識の啓発を図るため、当該自動販売機ごとに、啓発シールを、見やすい箇所に表示しておかなければならない。

（散乱防止責任者の設置）

第 19 条 自販機事業者は、当該自動販売機ごとに、散乱防止責任者を設けなければならない。

2 自販機事業者は、散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載したシールを当該自動販売機ごとに、見やすい箇所に表示しておかなければならない。

3 散乱防止責任者は、当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、清掃その他必要な措置を講じなければならない。

第 6 章 勧告及び命令等

（勧告）

第 20 条 市長は、第 12 条から第 15 条まで、第 17 条第 1 項、第 18 条又は前条の規定のいずれかに違反した者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（命令）

第 21 条 市長は、次に掲げる者が、前条の規定による勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（1） まちづくり重点地区内において第 12 条の規定に違反した者

（2） 第 14 条の規定に違反した者

（3） 第 17 条第 1 項の規定に違反した者

（4） 第 18 条の規定に違反した者

（5） 第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者

資料編

(公表)

第 22 条 市長は、前条の規定による命令(同条第 1 号及び第 2 号に係るものを除く。)を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべき者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

第 7 章 雑則

(報告等)

第 23 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対して報告を求め、又は当該職員をして関係人に質問させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則

(過料)

第 25 条 第 21 条の規定による命令(同条第 1 号に係るものに限る。)に違反した者は、1 万円以下の過料に処する。

2 第 21 条の規定による命令(同条第 2 号に係るものに限る。)に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

(つくば市空缶回収条例の廃止)

2 つくば市空缶回収条例(昭和 63 年つくば市条例第 108 号)は、廃止する。

附則(平成 22 年条例第 32 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にしたこの条例による改正前のつくば市きれいなまちづくり条例の規定による処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後のつくば市きれいなまちづくり条例の相当規定によってしたものとみなす。

附則(平成 22 年条例第 38 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

つくば市きれいなまちづくり条例で禁止等される行為

行為	規制内容	区域	違反時の措置
ごみのポイ捨て※ ¹	禁止	市内全域	勧告
		重点地区	勧告→命令→過料（2千円）
ペットのふん放置※ ¹	禁止	市内全域	勧告
落書き※ ²	禁止	市内全域	勧告→命令→過料（5万円）
印刷物等の放置※ ³	禁止	市内全域	勧告
屋外広告物の掲示※ ⁴	努力義務	市内全域	-
自転車の放置※ ⁵	努力義務	市内全域	-
土地の適正管理	努力義務	市内全域	-

※1）ごみのポイ捨て、ペットのふん放置をした場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで処罰される場合があります。

※2）落書きをした場合は、刑法（器物損壊等）などで処罰される場合があります。

※3）印刷物等の放置とは、ビラ・チラシ等の印刷物を配布し、当該印刷物がその周辺に散乱したときに、配布者がそれを改修し、適正に処理しない場合をいいます。

※4）屋外広告物を許可なく表示する場合は、屋外広告物法、つくば市屋外広告物条例などで処罰される場合があります。

※5）つくば市自転車等放置防止条例に基づき、放置自転車は撤去される場合があります。

2. きれいなまちづくり重点地区

つくば市きれいなまちづくり条例に基づき、以下の5地区を重点地区に指定する。

また、重点地区には、モデル地区としての役割を持たせて、環境美化施策について積極的に展開し、その効果が全市に波及することを期待する。

なお、開発の進展や時勢、環境美化施策の進捗状況等に伴い、重点地区の指定地域については随時見直しを実施する。

重点地区内において、平成 23 年 4 月 1 日からの条例改正によりごみのポイ捨て等に対し、罰則規定を設ける。

※平成 23 年 4 月 1 日条例改正により一部見直し

<重点地区>

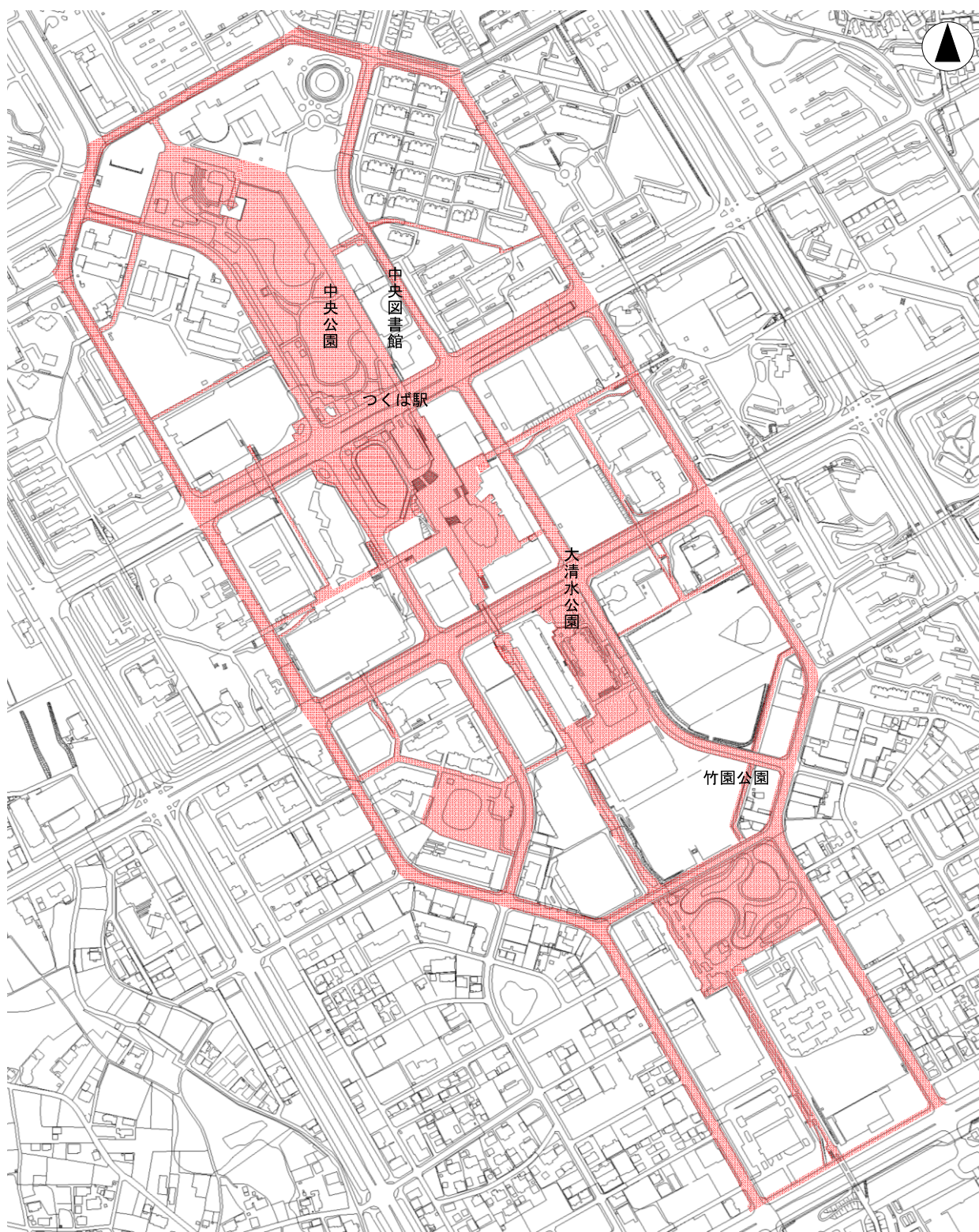
指定条件：ごみの散乱防止等のため特に必要と認める地区

指定地区：T×4 駅周辺、筑波山神社門前通りの5地区

（指定範囲は次頁以降の地図を参照）

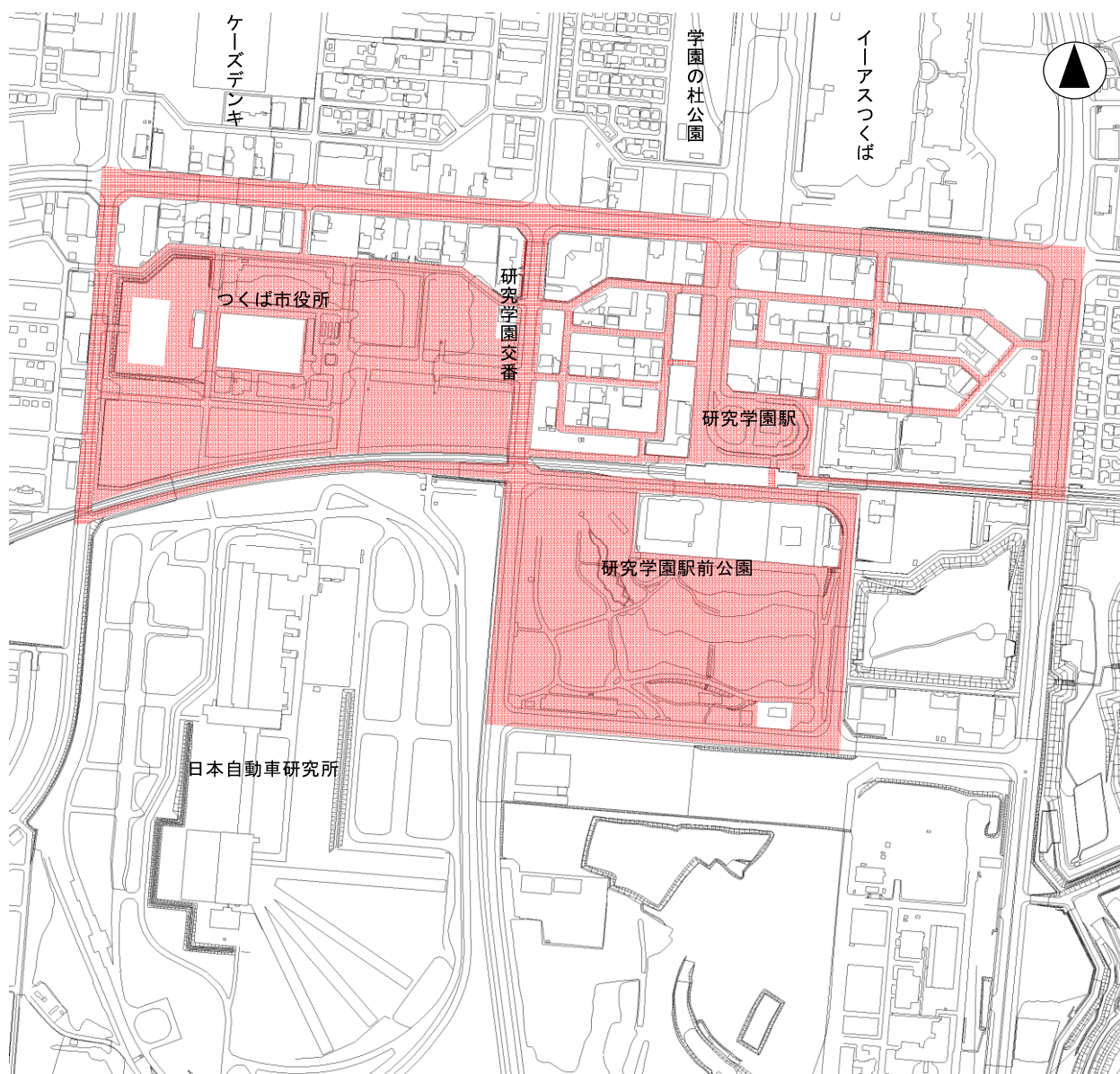
- ① つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ② 研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ③ 万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ④ みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ⑤ 筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区

①つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区



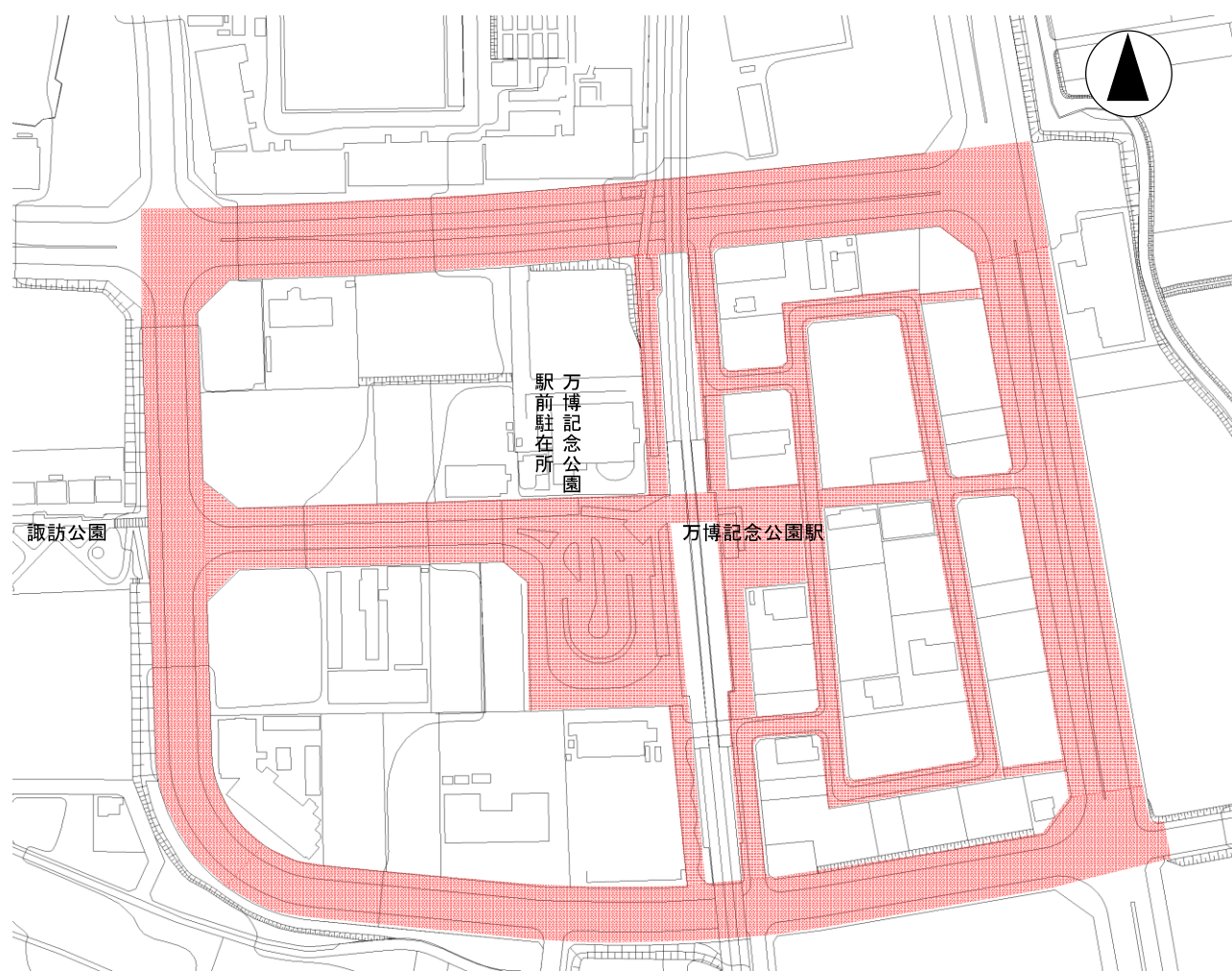
きれいなまちづくり重点地区

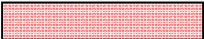
②研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区



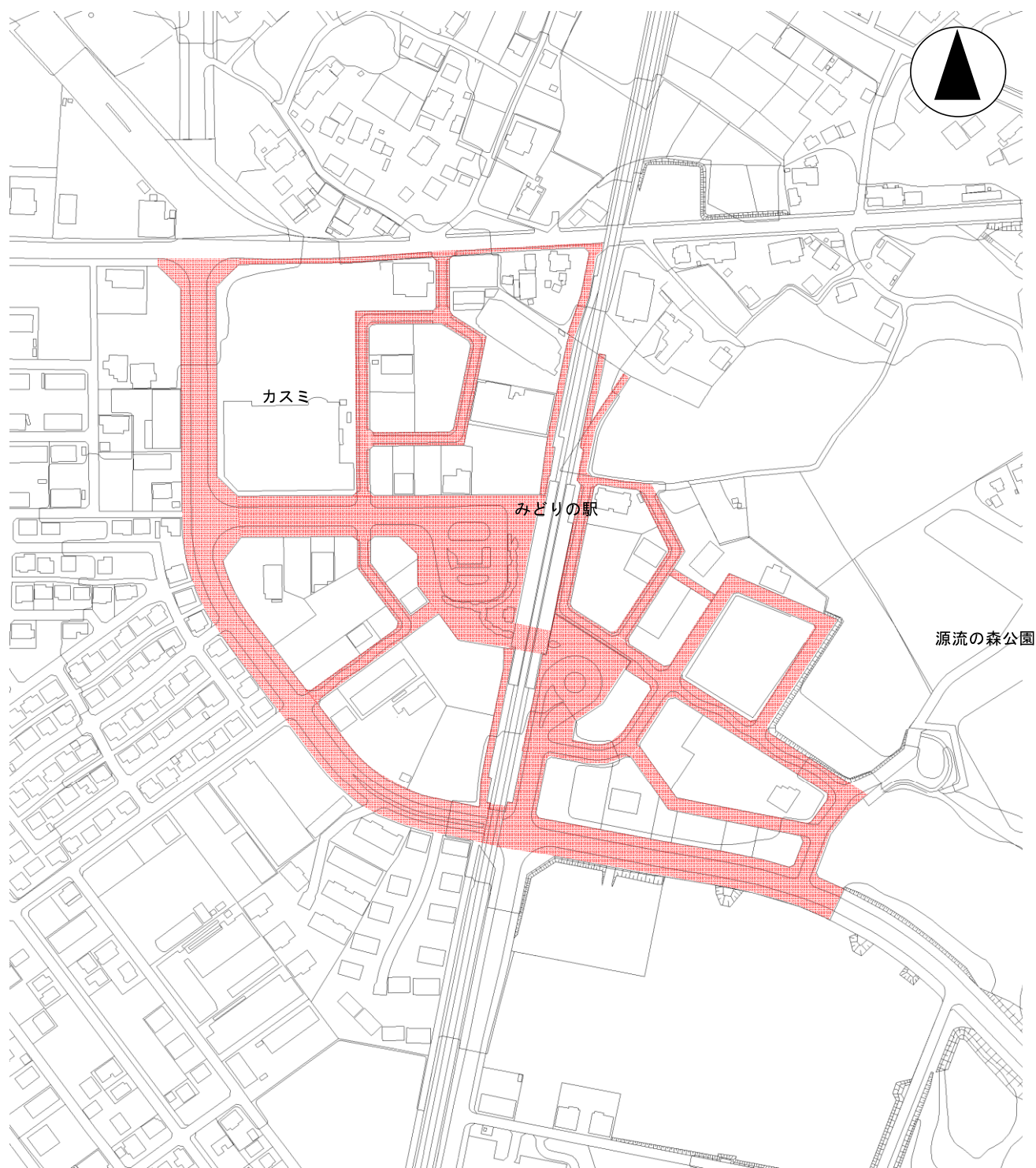
 きれいなまちづくり重点地区

③万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区



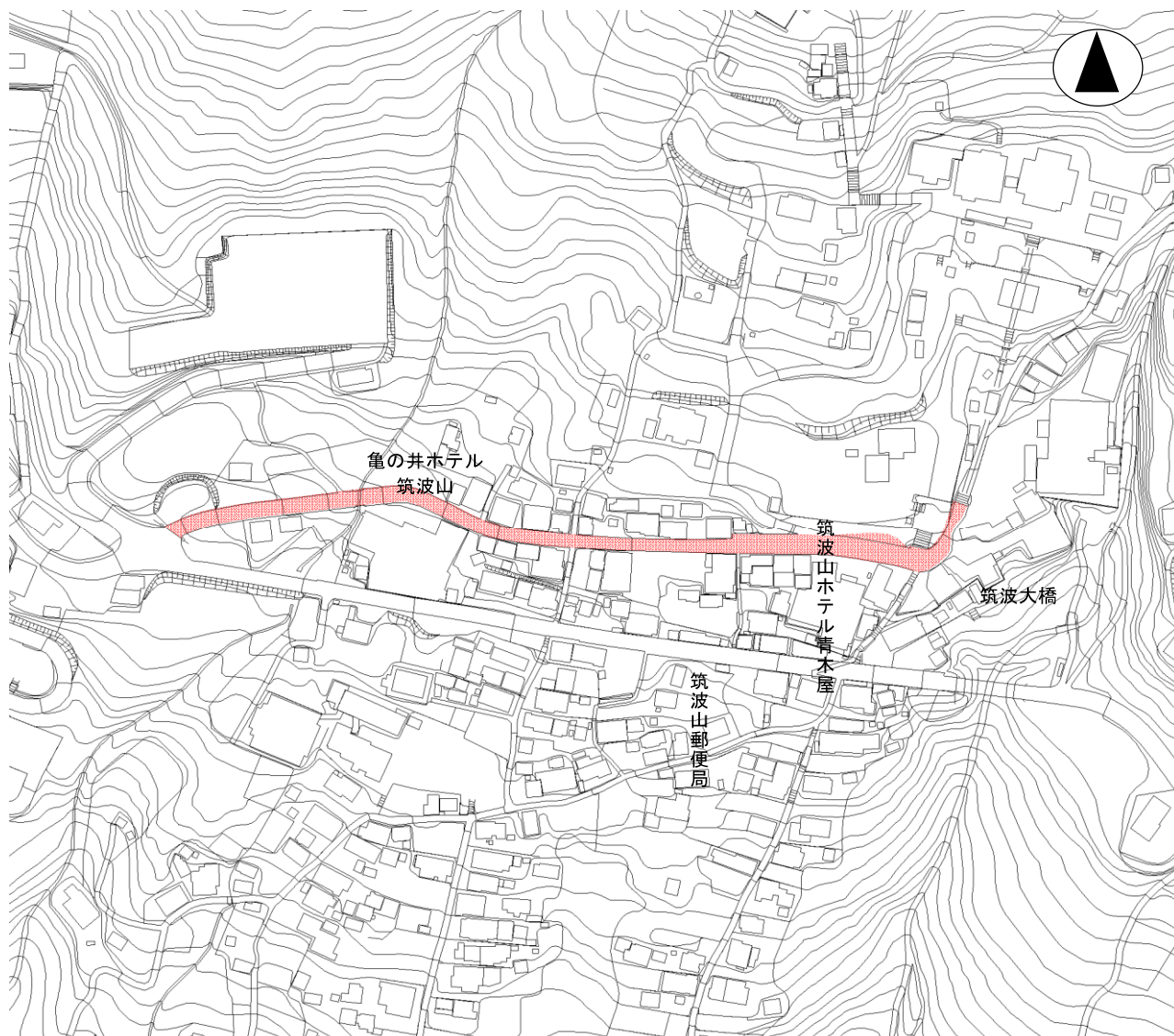
 きれいなまちづくり重点地区

④みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区



きれいなまちづくり重点地区

⑤筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区



きれいなまちづくり重点地区

3. 用語解説

あ行	
空家バンク制度	つくば市内の空家等の有効活用を目的に、空き家を売りたい・貸したい・買いたい・借りたいという人の橋渡しを市が行う制度です。
空家活用補助金	つくば市空家バンクの登録物件について、売却前に家財処分を行う方や購入後に改修する方に対し、市が交付する補助金を指します。
イエローカード作戦	放置された犬のふんの横にイエローカードを設置することで、地域ぐるみで犬のふん放置を監視していることを飼い主に認識させ、飼い方のマナーの向上及び犬のふんの放置がなくなることを目指す取組です。
違反広告物	つくば市屋外広告物条例に違反する広告物（例：街路樹等の禁止物件に表示されたもの）等を指します。
か行	
環境美化推進会議	関係各課の長で構成され、事業及び行動計画の計画・推進・点検・評価、見直し等を実施し、実施結果の公表を行います。
環境モデル都市	温室効果ガス的大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市のことで、国が選定します。
区会	地域の生活環境などの向上に向け、防災や防犯、環境美化などに取り組むとともに、身近な情報の提供やレクリエーション活動等を通じて、住民相互の交流を深める活動を行う、地域の住民で構成される組織です。
さ行	
自転車放置禁止区域	公共の場所等における放置自転車等を防止し、生活環境の保全を図るため、つくば市自転車等放置防止条例により TX 各駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺に設けられた区域です。この区域で自転車等駐車場以外の所に自転車等を放置（すぐに移動することができない状態）すると撤去対象となります。
水質監視員	つくば市内の河川における水質汚濁、ごみの不法投棄等、河川環境の悪化の状況を的確にとらえるため、毎月河川の巡視等を実施しています。自然環境保全に熱意のある者により構成されており、令和6年度は18名が活動しています。
た行	
つくば市空き家等適正管理条例	空き家等の所有者に対し、自らの責任で適正に管理することを義務付け、管理不全な状態にある空き家等の所有者に対しては、適正な管理を行うよう行政指導を行います。
つくば市環境審議会	市民や学識経験者等で構成され、事業計画や行動計画の見直し案に対し、必要に応じて意見・助言等を行います。定数は15名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。
つくば市きれいなまちづくり実行委員会	市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。

た行	
つくば市きれいなまちづくり条例	人々が快適な生活を享受することができるきれいなまちをつくるため、吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふん放置などの行為についてルールを定めたものです（平成 19 年施行）。平成 23 年に改正し、罰則規定を設けています。
つくば市自転車等放置防止条例	自転車等の放置により、歩行者等の通行が妨げられ、防災活動に支障を来し、その他生活環境が著しく阻害されていると認められる公共の場所等を自転車等放置禁止区域として指定したものです（平成 8 年施行）。
は行	
防犯・環境美化サポーター	つくば市きれいなまちづくり条例に基づいた、ごみのポイ捨て落書き等に対する勧告・命令・過料処分等の実施、落書き及び自動販売機の管理状況等の確認、印刷物等の放置状況の確認、不法投棄被害重点注意箇所を中心とした巡回を行っています。



第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画

令和7年（2025年）3月

編集・発行 つくば市 生活環境部 環境保全課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL：029-883-1111